

昨年十月から、その他の保険種類については本年四月から実施いたしました。最近の社会経済情勢の推移及び保険需要の動向等にかんがみまして、加入者に対する保障内容の充実を図るため、比較的低廉な保険料により高い死亡保障が確保できる定期保険及び満期の場合の保険金額と死亡の場合の保険金額とを異にする一定の養老保険について、それぞれ八百万円に引き上げようとするものであります。

次に、廃疾保険金の支払い制度の改善について申し上げます。

従来、被保険者の廃疾による保険金支払いは、被保険者が一定の身体障害の状態になった時期についての認定が困難なことを考慮し、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知のあった日に被保険者が死亡したものとみなして保険金の支払いをすることとしておりますが、傷害特約制度等も軌道に乗り、身体障害の状態になった時期の認定についても相当の経験を重ねておりますので、この際、被保険者が身体障害の状態となりその旨の通知があったときは、その身体障害になった日に被保険者が死亡したものとみなして保険金の支払いをしようとするものであります。なお、この法律案の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(竹田現照君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○案納勝君 私、いま提案をされ、趣旨説明されました郵便貯金改正法案、簡易保険改正法案及び特別措置法案について一括して質疑を行いますけれども、郵便貯金事業、簡易保険事業は、大臣も御案内のように、さきに可決されました郵便法に伴う郵便事業と並んで、今日の多様に変化をしている時代の中で基本的に見直さなくてはならな

い多くの課題を抱えていると思ひます。

なかんずく貯金事業は、御案内のとおり、その財政基盤は赤字がすでに出てきております。今後予測をされる。これに伴う、単にそれだけでなくして、資金の運用問題あるいは先ほど問題になりました金利の問題、あるいは法に言うところの国民の福祉の増進に関する問題あるいは省の奨励姿勢に関する問題、こういう問題について多くの課題を持ちながら郵便貯金並びに簡易保険とは何かということが問われているのが私は今日の段階だと思ひます。

したがって、ここへ提案された最高制限額の引き上げ等の問題だけでなくして、本格的にこれらの問題を与野党を含めて真剣に論議をしなくちゃならない時期に来ていると思ひてゐるのです。私は、この問題が近い将来において国民の負託にこたえられるような十分な論議が行われることを衷は期待をいたしまして、今回のこの臨時国会はいよいよきょう限りであります。時間の関係で、そこまでいきませんのがまことに残念です。

私は、そういう立場で、引き続いて、この問題については論議を深めていくという立場に立つて、いま趣旨説明ありました三法案については、賛成の立場に立ちつつも、二、三の問題について原則的問題を含めてお尋ねをしたいと思います。

まず第一は、去る十一月、第四次不況対策に伴う公定歩合の引き下げに伴う預金金利の引き下げ問題が問題になりました。これは郵便貯金制度のあり方について多くの問題を内包しています。その立場でお尋ねをいたしたいのですが、第一点は、郵便貯金は法第一条によりまして、「簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」とあります。

郵便貯金事業は、その事業の運営について、いま言う第一条の趣旨にのっとつて、今日、どのよう国民生活の安定を図り、福祉の増進をしているのか、郵便事業として具体的にその説明をして

もらいたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 郵便貯金の制度につきましては、ただいま先生の御指摘のように、第一条で目的が規定されております。郵便貯金は非常に多数の国民の方々にあまねく簡便な貯蓄の手段として利用されておりました。現在、二十二兆円を超える残高を示しているわけでございます。こういう実態を見ますと、国民が将来の生活設計のために貯金を利用して、計画的な将来の経済的地位の向上を図り、あるいは計画的な支出に備えていくということに国民各位の方々がそういう趣旨に沿つて郵便貯金を利用していただいているというふうな考へておりました。そういうことから、国民の経済生活の安定のために役立っているという私どもは考へておる次第でございます。

○案納勝君 そういう抽象的な話を承ろうとは思ひません。いま貯金局長が言われたことは、一般的な貯蓄という立場から、これは銀行も農協の金融機関も市中その他相互銀行、そういう貯蓄機関についての一般的な言い方というのは当てはまるかもしれません。

私がここで言っているのは、郵便貯金として国民生活の安定を図り、福祉の増進をするというのとは他の金融機関にないことなんです。その立場で、どう具体的に国民経済の安定を図っているのか、あるいは国民の福祉の増進を図っているのか、他の金融機関と違うところはどこにあるのか、この点を指摘をされているのです。これは次の質問とあわせて答弁をしても可いと思ひます。

私は、今次、第四次不況対策として預金金利が引き下げられました。この問題は、インフレと不況の谷間に苦しんでいる、なかんずくインフレの目減りの問題等によつて資本からの取奪あるいは生活防衛のために貯金をして目減りをし、毎日の生活の不安をかきたてられておられるという、そういう郵便貯金の零細な庶民貯金、この利用者の生活安定と福祉増進に役立っているというふうな大臣は御理解をされているのか。事務当局はそのように理解の上で、今回の金利引き下げの問題に

ついて、預金金利の引き下げに対処したのか。

法の第一条はいま申し上げましたが、あわせて第十二条の中のきわめて中心部分というのは、金利の問題について指摘をされていますが、その第二項に、金利を「変更する場合」には、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資する」ことを十分に考慮しなくてはならぬと書いてある。それで、その後段に「あわせて一般の金融」云々とあります。しかし、問題は、ここで言わんとするのは、第一条の中を受けて十二条では、この金利の変更についてはその国民の利益を増進する、国民大衆の利用に供される制度であることを留意をしてやらない、こう指摘をされているんです。これが金利を動かす場合の中心、骨子でなくちゃならない。この精神から言つて、私は、今回とられた預金金利の引き下げというのはまさに本末転倒の措置であると言わざるを得ないのです。

したがって、いま神山貯金局長から抽象的一般的な答弁を聞きましたが、今日の郵便貯金事業として、どこに他の金融機関と比べてみて、企業ベースの上に立っている金融機関と比べて国民の生活安定と福祉増進のどこに資しているのか、その点をまず明らかにしていただきたいと同時に、いま私が後段申し上げました点について、大臣の御見解を承りたいのであります。

○国務大臣(村上勇君) 郵便貯金は、国民大衆に利用されているいわゆる少額貯蓄手段でありまして、その利率は、預金者の利益を十分に考慮して決めなければならぬものだ、かように思つておる次第であります。

○案納勝君 さっぱり要領を得ませんが、要するに預金金利が引き下げられましたが、ここに言う郵便貯金の預金金利というのは、国民の経済安定、国民の福祉増進ということが中心で、企業ベースによるところの一般金融機関と違った意味での性格を持つてゐるのではあませんか。この

存在理由を考えた場合に、今回の預金金利の引き下げというのは、法のその精神から言って、逸脱をしないか。どこに今日他の金融機関その他と比較をして、郵便貯金事業としての福祉増進あるいは経済安定という問題について、そのための違った対策、施策というのがありますか、こういうふう聞いて聞いている、いかがですか。

○国務大臣(村上海男) そういふ国民の少額貯蓄手段でありますので、その預金者の利益をあくまでも守らなければならぬものであります。その反面、やはり日本経済全体というふうなことから考慮いたしまして、一般の金融機関の預金金利にも配慮して決めるものである、決めなければならぬ、こう思っております。

当面の深刻な不況を克服するために金利水準の全面的引き上げが強く要請されてまいりました。私も、ずいぶん預金金利についての引き下げに反対してまいりましたけれども、第四次不況対策というふうな大きな目的のために、それを防ぎ得られなかった、といって私個人、私と一緒に郵政省自身が防ぎ得ないからといって、これに従ったものでなく、やはり一応郵政審議会に諮問いたしまして、郵政審議会のその答申を見た上でなければ、勝手に上げ下げするということは、たとえどういふ要請があろうともできませんので、そういうふうな順序を踏んで今回のようなことになっておる次第であります。

○案納勝君 大臣、私はきょうは特別に本来なら大蔵省を呼んで質疑を交わしたいのですが、時間の関係でこの次に回しますけれども、大臣がいま言われたように、確かに巷間この問題をめぐって、大蔵省と郵政省、意見のやりとりがあつて決定が長引いたということを伺っています。しかし、一部にはこれはゼスチュアにすぎなかったと言われている。

私は、大臣に、今後、郵便貯金事業として郵便貯金がどうあるべきかという、今回の預金金利引き下げ問題をめぐって大臣が本日にこの法の一、二条の精神に沿って郵便貯金事業を国民経

済の安定と福祉の増進に資するという意味では、この法律の中でも、あるいはどの法律においても、民間の企業、金融機関と同等に利子を決めなくてはならぬという法律はないんですね。「配意しなければならぬ」のであつて、同じでなくちゃならないということじゃないんです。「配意しなければならぬ」というのは、私は、そういう立場で、大臣の郵便貯金に対する今後あるべき姿勢について明確に承りたいのです。

あわせて、私は、この郵便貯金事業というのは、零細な預金者によってほとんどの九九・二%がその意味での庶民貯金なんです。私は、いま言ったように、国民の健全な貯金形成をどういふふうにするかという立場で、国の金利政策あるいは不況対策、こういうものと別な立場から、本来、考えられてしかるべきではないだろうかというふうに思います。金利決定に当たっては、預金者の利益を損わない配慮というのが、郵便貯金の場合は他の企業、金融機関以上に配慮されてしかるべきじゃないか、こういうふうにかける。郵便貯金の利率の定め方は、先ほど私が申し上げたように、制度上、民間金融機関の貸出金利や景気対策とすべての面で歩調を合わせるという法律はどこにもない。こういう点について大臣はどのようにお考えになっておられるのか。私は、今後の問題等もありますので、きょうは、その点についての真意を、御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 確かに先生おっしゃるとおり、第十二条でございますが、この「少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分なる考慮を払ふ」ということが第一の貯金利子決定の趣旨でございます。それから「あわせて一般の金融機関の預金の利率についても配慮しなければならぬ」ということでございます。私も、それといたしましては、この預金者の利益を増進していく、そして貯蓄の増強に資するよう十分なる配慮をしていかなければ

ならないということは十分心得て、そのように努力をいたしてまいっておるわけでございます。

それで、今回、十一月四日に利子を引き下げたわけですが、その前に、四十八年度、四十九年度にわたつては五回にわたつて利子の引き上げを実施したということもいたしておりました。そのほか、私どもとしては、今後とも、いろいろ預金者の利益の保護という点については検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

ところで、先生御指摘の、銀行預金の金利の動向に必ずしも郵便貯金の利率を合わせなくともよいのではないかと御意見でございますが、この郵便貯金の利率も時の金利水準の影響を受けざるを得ないというところはもう先生も御承知のことでございますが、特にこの銀行の金利の動向、これと郵便貯金の利率の推移というものを合わせる必要はないという御趣旨も確かにわかるわけでございまして、しかし、この郵便貯金の利率と銀行の利率とを全く違つたものにするということになりますと、一方において、金利体系のバランスというものが崩れてまいりまして、資金の偏在を来す。そしてまた郵便貯金自体の問題としても、支払い利子の増大というものをどういふふう負担をしていくのかというふうな問題、いろいろ問題がございまして、非常に実際問題としては困難な解決すべきいろいろの点がございまして、慎重にいま検討してまいらなければいかぬ問題であるというふうに考えております。

○案納勝君 要するに、法律的にも歩調を合わせる仕組みにはなっていない、あとは政治的な判断、政策としてそれが行われている、こういうことでしょうか。いま言われたように、シフトの生ずるおそれがある。これが最大の理由じゃないでしょうか。私は、答弁要りませんが、いわばこれは言いわけであつて、そのおそれはないと思ひます。私は資料を要求しますが、郵便貯金の今日の口数、平均預金額。それから市中銀行の口数と平均預金額、農協、相互銀行、信用金庫、これらにつ

いて取りまとめ資料を提出していただきたい。それはいいですね。

○政府委員(神山文男君) はい、提出いたします。

○案納勝君 そこで、これは村上海男大臣に国務大臣としての御見解をお聞きしたいのです。

今回の公定歩合の引き下げ、預金金利の引き下げというのは、第四次不況対策として金利の引き下げを通じて企業のコストを引き下げ、企業活動を活発化させることをねらいとして行われましたね、これは間違いありませんね。

そこで、私はお尋ねしますが、そうすると、言つてみれば、企業に対して補助金を交付することと同じことになるんじゃないか。しかも、その補助金は財源が要らないのだから、政府にとつてはこれにまさる補助金というのはいないわけでありまして、不況対策として企業に対して補助金を出すことはともかくとしても、零細預金者が預金金利の引き下げの形で事実上この新しい補助金の財源負担を背負わなくちゃならぬというのが預金金利の引き下げになるんじゃないですか。零細な預金者が、企業に対して企業のコストの引き下げやあるいは企業活動を活発化させるという、その意味での政府の補助金政策の片棒を背負わなくちゃならぬということ、そういう理由はどこに成り立つでしょうか。

不況というのは、今日までのインフレ政策から、あるいは政府の誤つた総需要抑制の中における画一的な抑制政策によつて誤つた結果出てきてゐる不況であります。そういうものについて、零細な預金者が金利引き下げを通じてその財源負担を背負わなくちゃならぬ理由というのには私は全く何もないと思ひます。これについて国務大臣としての村上海男大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(村上海男君) これは日本経済の全体的な見方で考えていかなければならないものだと思います。預金金利を下げたから、それが企業の助成に回つていくというふうに私も考えています。

少なくとも物価を安定させ、あるいは物価を下げていくという点について、まず金利を下げていけばコストが非常に安くなる。そしてコストが安ければ、やはり企業がどうか採算もとれてくるようになる。そしてそこには企業が活発になれば失業者もだんだんとなくなっていく。こういうような一つの日本経済全体の問題として、各種金利の引き下げということを政府は考えてやっていることでありまして、その経済的な大きな役割りを各種金利の引き下げによって果たしている、私は、かように考えて、これを郵政審議会に諮問したわけでありまして。

○案納勝君 どうもびんごないで、本来、大蔵大臣等に来てもらえば審議のしようがある。

大臣ね、戦後、預貯金の金利の引き下げというのは三回しかないんです。昭和三十六年四月と、四十七年七月、次いで今回が三度目なんです。前二回は、いずれも、消費物価が前年度と比較して上昇率が一年ものの定期預金の金利を下回っているわけなんです。今回のように目減り拡大となる預金金利の大幅引き下げというのはまだかつてないんです。今回が初めてなんです。これは大臣が何と言おうと今回の公定歩合の引き下げ、それに伴う金利の引き下げというのは、自民党の政治のやり方が悪くて、今日のインフレと不況が国民生活を苦しめていることは間違いないんです。その不況対策の一環として企業コスト引き下げ、企業活動を活発化するために公定歩合を引き下げ、貸し出し金利を引き下げる、これは膨大な利益になる。そしてその中で、その分担保を零細な貯金者にせよというの、あなたがどんなに否定したって今回の仕組みになっていることは大蔵省自身認めている。私は、これこそ庶民を犠牲にして、まさに企業優先の政治の最たるものだと、こういうふうには言わざるを得ないのであります。

今日、イギリス等においても御案内のとおりです。このインフレや不況の中で、零細な預金者対策として、きめの細かい配慮をされようとしています。あなたも御案内のとおり、西ドイツでは国民

民の反対を押し切って預金金利の引き下げを強行したエアハルト内閣が失脚した事実もあなたは御存じのとおりだ。今日の国民の置かれている生活の苦しみや、不況の中で苦しんでおる国民の立場からすると、これはイギリスのことであり、西ドイツのことだといっておれない。

ましてや郵便貯金事業というのは、先ほどから私申し上げましたように、何も民間の金融機関と利率を同一にせよという法文も制約もありません、配慮をするということはある。しかもその前提には、福祉の増進のために少額貯蓄の手段としてこの郵便貯金があり、国民生活の安定のためにこの利率について決めなくてはならぬということが明確になっている。私は、不況、インフレいずれも大企業中心の今日の政治が国民の犠牲で乗り切ろうとしているこの与党や政府の姿勢にきわめて厳しい憤りを感じるので、このことについて、質問をしても十分これに対する切り返しがありません、私は納得することができません。

で、私は、今日の郵便貯金事業や保険事業自体が全くその存在そのものを問われて見直されているときだけに、大臣に対してこれらの問題の問題認識というものをしっかり持って、今後の郵便貯金事業というもののについて、国民の本当の意味での、この法にある経済の安定と国民の福祉を増進するために対処してもらいたい。これらについての結論を私は通常国会等の中でさらに論議を深めていきたいと思ひます。強く大臣にそのことを要望いたしますが、大臣の御見解はいかがですか。

○国務大臣(村上海男) 今回の非常に物価高というふうなもの、それが全部政府の責任だというふうに断定されることは、これは私はどうかと思ひます。やはり世界的な不況であり、あるいは不況とインフレであったのでありまして、しかも一昨年の石油ショックを受けてからの日本経済というもののが非常に傾向を変えてきたということでありまして、そこで、私は、あくまでもこの少額な郵便貯金

の預金者の利益を守る立場にありますから、この点については、その精神においては、あなたと一つも違つたところはありせん。ただ、しかし、他の預金金利は引き下げられたが、郵便貯金だけは常にそういう理論のもとに下げない、ちよつとも下げないでいたならば、日本のこの事業資金というものが非常に偏在してくる。これではやはり国全体の経済の上から、なるほど貯金はうんとふえてくるでしょうが、そこに私はやはり不均衡を来して、これまたおもしろくない結果が生ずるのじゃないか。こういうふうにも、私はそう考えたから、郵政審議会に諮問したわけでありまして、決してこの零細少額な預金者の利益を無視して言っているわけじゃないのでありまして、とにかくやはり全体のバランスの上に立つた健全な貯金事業というものを考え、そのことがやはり預金者に対する考え方でないかと、こう私は考えておるのであります。

○案納勝君 大臣のお人柄でしようから。しかし、大事なところが大臣い言われたところにあるのですが、たとえば大臣の言われるのは、シフトが起ころおそれがあって、偏つちや大変だと、こう言う。郵便貯金をその面からいうなら、郵便貯金というのは、働きバチがせっせと金をためてきたら、全部大蔵省が吸い上げちゃって、資金運用部資金で財投に回って、俗にあなたたちの立場から言うなら、国の政策に出資してもらおう。その面からいうと、それこそ私は逆な面からいうと日本の経済に大きく役立っているわけだ。零細貯金だけに、しかも郵便貯金というその性格からいって、私は民間の企業、銀行、金融機関の利率より違つていいと思ひます。自由経済を自民党が標榜しているなら、金融政策だって、自由に各金融機関で私はやるのがたてまえじゃないかと、ましてや郵便貯金の場合、その性格からそういう立場を貫いていくのが私は本来あるべき姿だと思ひます。これらについてはこれ以上論議しても、いまこの場では十分でないと思ひますから、改めて後日に譲つて論議をさせていただきます。

の預金者の利益を守る立場にありますから、この点については、その精神においては、あなたと一つも違つたところはありせん。ただ、しかし、他の預金金利は引き下げられたが、郵便貯金だけは常にそういう理論のもとに下げない、ちよつとも下げないでいたならば、日本のこの事業資金というものが非常に偏在してくる。これではやはり国全体の経済の上から、なるほど貯金はうんとふえてくるでしょうが、そこに私はやはり不均衡を来して、これまたおもしろくない結果が生ずるのじゃないか。こういうふうにも、私はそう考えたから、郵政審議会に諮問したわけでありまして、決してこの零細少額な預金者の利益を無視して言っているわけじゃないのでありまして、とにかくやはり全体のバランスの上に立つた健全な貯金事業というものを考え、そのことがやはり預金者に対する考え方でないかと、こう私は考えておるのであります。

そこで、二、三具体的なものについて質問します。預金金利の引き下げに伴って、貸出金利はどういうふうになりますか。そして、この新利率の適用はいつからされていますか。

○政府委員(神山文男) 郵便貯金を担保とする貸付金の利率でございますが、従来、担保とする貯金の利率に、事務経費として〇・二五%を加えて、上乗せいたしました貸出しの利率といたしております。

で、今回、貯金の利率の引き下げを行ったわけですが、それに伴いまして貸付金の利率につきましても〇・五%ないし一%の引き下げをいたしております。新たな貯金の利率に〇・二五%を加えた利率となっております。実施期日は十一月の四日でございます。

○案納勝君 そこで私はちよつとお尋ねしますが、四十九年の一月十四日に利率の改定があつて、利率が引き上げになりましたね。この改定はいまだかつてない、いままでもつたことのない措置が新たにとられた。それは一月の十三日以前の既契約については適用しないというやつです。三年間の猶予期間を置いて、そして預けかえをすれば新利率を四十九年一月十四日にさかのぼって適用する。しかし、この一月十四日の利率改定については、これは規定によつて、特別意思表示がなくても新利率についてはという、不作爲行為について一定のものはついていますね。

ただ、四十九年九月二十四日に再度利率の改定が行われた。これは一月の十四日よりさらに取り扱ひの方法というのにはサービスは悪くなつていきます。サービスが悪くなつていくといひますか、これは一月十三日まで申し出なければこの利率は適用しないとなつていく。

そこで、私は、さきの国会でこの問題を取り上げて、郵政省はこれについて既契約者、この人たちにちよつとPRによつて徹底をすることによつて多くの零細な預金をして国民の利益を守るべきだと、あるいは具体的な措置をとりなさいと、

こう言つたら、郵政省はPR等の反復周知を行うことによつて徹底を図りたいと、こう答えた。私は現場で見る限りさしたるPR、反復徹底なんというのは行われていません。

で、これと利率切り下げの問題との関連でお尋ねする。要するに、本来ならば、利率の切り上げが行われると、払い戻しのときに計算をして、実は預金者に元利ともに支払いをしておつたわけですから、従来は、四十九年一月から、いま申し上げたように変更になった、これはいまだかつてない措置なんです。片や、この十一月からは利率の引き下げがある。これはお尋ねしますが、十一月のこの新利率の切り下げ、預金金利の切り下げについては、それ以降の新規の申し込み適用するのであつて、既契約の分についてはいま言うような適用は行わない、こういうことなのかどうか、この点、まず第一点。

○政府委員(神山文男君) 今回の十一月四日の郵便貯金の金利の引き下げでございますが、既契約の郵便貯金のうち、要求払い預金である通常貯金を除きまして、積立それから定期、住宅積立貯金の利率、これは引き下げ後もその既契約のものは旧利率を適用するというにいたしてあります。

○案納勝君 もう一回。
○政府委員(神山文男君) 引き下げ後もですね、この積立、定期、定期、住宅積立貯金の利率は、引き下げ後も旧利率、引き下げ前の利率を適用するというにいたしてあります。

○案納勝君 それでは、今度の引き下げられた金利は、十一月の以降新しい新規預入の分だけしか適用しない、いままでの既契約については旧利率の適用をする、これははっきりしてますね。

そこでお尋ねしたいんですが、要するに既契約については新たに御案内のように切りかえをしなくちゃならぬ、要するにいままでの既契約を解約をして、新たに新規の預入の措置をしなければ九月と一月の利率は適用されないんですね。そうしますと、この切りかえというのは、これは一時解

約をして新たに貯金をするという形になる。ところが、十一月以降新利率、切り下げ利率は新契約について適用される、こうなるんです。これは新契約、切りかえするの、一たん解約した上で新しく預入する、新しい契約の形になるから、なるんです。そうしますと、これは全く公正を欠くことになりませんか、その点どうですか。

○政府委員(神山文男君) 四十九年一月十四日及び九月二十四日の、これは利子の引き上げでございますが、この際、既契約のものについて新利率の適用を行わないとしたことは先生おっしゃるとおりでございます。この預けがえの問題でございますが、これはみなし措置をいたしておりました。三年間の猶予期間を置きまして、その間に申し出たものは預けがえをさかのぼつてしたとみなすという、みなしの措置でございます。したがつて今回の利子引き下げが行われまして、当時の、預けがえをしたとみなした時期にさかのぼつて、その当時の新利率でございまして、今回の引き下げた利率でなく、当時の引き上げたときの利率を預けがえとみなした時期に適用するということでございます。

○案納勝君 そうするとね、もう一回お尋ねしますが、既契約をまあきょうならきょう私が払い戻しをした、この場合は、たとえば四十九年一月あるいは九月の新利率は適用されない、払い戻しただけでは、払い戻しをしたが、そのまゝ現金授受はなくて再度新規預入の手続をとれば新利率が適用される。それから全然いままで既契約がなくて、新しい契約を、私が一万円なら一万円預けると金利を引き下げた利率が適用される、こういうことになりませんか。

○政府委員(神山文男君) 御質問の御趣旨がちょっと理解できなかったかもしれませんが、その既契約の定期貯金を先生が今日の時点で払い戻しをされるということになれば、この引き下げた利率は適用されないということでございます。

○案納勝君 それは預けたときの利率だけしか適用されないから、途中の一月の十四日、九月の二

十四日利率が二回上がったやつも適用されない、払い出すだけだ。

○政府委員(神山文男君) その際は、有利な方の利率を適用するということでございます。

○案納勝君 本当ですか、それ、間違いない。

○政府委員(神山文男君) その預けがえの意思表示は払い戻しの際でもいいということでございます。そういう意思表示をされれば有利な方を適用するということでございます。

○案納勝君 それは、払い戻しの際に、それじゃこれ預けがえですと、こう言うだけで払い戻し全部もちやつて、それで適用されるんですか。

私が一番先に言つたのは、既契約ですと二、三年持つてきた、それをきょう払い戻したい、払い戻しますと、こう言つた場合の金利の適用は、一月の十四日の金利の適用になるのか、九月の二十四日の金利の適用がされるのか、それとも預けた三年前の金利の適用だけで終わっちゃうのかどうか、こう聞いています。

それから、預けがえというのは、きょう払い出しますと、そしてすぐ預けますと、そのまゝ金銭の授受は窓口で全く行われぬままに、書類上の手続だけでいくやうだけれど適用されないのかどうかです。要するに一月と九月の利子引き上げに伴う利率、こういうふう聞いています。

○委員(長(竹田現照君) それは郵便局でちゃんと説明しておつたのだから、わかるはずだ。そのとおりに説明すればいいんだ。預けがえ措置をしなくてもよろしゅうございましてということ説明しておつたのだから。

○政府委員(神山文男君) 先ほどお答えしたとおりでございますが、払い戻しの際、その方の預けた時点とそれまでの期間に応じて、預けがえの新利率を適用した方が有利なのか、もとの利率のままの方が有利なのか、いろいろ場合がございします。その場合、預けがえした方が有利であれば預けがえするというに意思表示をしていただければ、そういう措置をとるということでございます。

○委員(長(竹田現照君) それは貯金局長、その答弁じゃ不親切なんだよ、預金者は一々わからないから。その点は郵便局がちゃんと説明することになつておつたんですからね、預けがえ措置をさせなかったのだから、あなた方は、もう膨大な数だから、だから、そのときにしますと、こう言うんだから、それは郵便局でそういう措置をとつてあげますと、預金者に不利にならないように措置をとらせますというふうなことにちゃんと答弁しないと、不親切なんだ。

○政府委員(神山文男君) おっしゃるとおりでございます。そういう措置をとるようにはいたします。

○竹田四郎君 若干二、三お聞きしておきたいと思ひますが、この間、郵政省が抵抗しましたが、貯金の利子の引き下げをしたわけですね。第五次の公定歩合の引き下げが来年じゅうにある。これは具体的にどのくらい幅になるかわかりませんが、けれども、恐らく〇・五ぐらいの引き下げがあるだろうと思ひますが、そのときには、一体、郵便貯金の金利の引き下げに際するの、かどうか。恐らく、私は、郵政大臣は応じないだろうと思ひつてゐるんですが、その辺ここで明確にしておいていただきたい。これが一つ。

それから預金のコストは、一体、都市銀行と地方銀行と比べてどうなつてゐるのか。これは資料でいいですから、後でひとつ出していただきたい。

それからもう一つは、これは郵政大臣にお聞きしますが、郵政貯金の預金の限度額が三百万円というの、私は低過ぎるんじゃないかと思ひます。私はこれはもう少し高くしたいんじゃないかと。限度額はもう少し高くないか、この点についてひとつお答えをいただきたい。それから郵便貯金というの、私は、税金が金利につかないというので恐らくいまのところ名寄せをやつていないと思うんですけれども、現実には郵便貯金の金利が高いというので幾つかに分割をして預金をしているというものが私はある

委員の異動について御報告いたします。

追水久常君及び木島則夫君が委員を辞任され、その補欠として佐多宗二君及び中村利次君が選任されました。

○政府委員(神山文男君) 郵便貯金の目標の設定に当たりまして、無理な目標額を設定してしりたき募集をさせるというようなことは厳におわれたいと慎重に考えております。一つの努力目標でございまして、各郵便局において自主的に目標額というものを検討してもらい、そして自分の努力目標として掲げてもらうというような措置をとっておりまして、適正な目標額になるように今後とも指導してまいりたいと存じております。

それから、ただいま先生から御指摘の、近畿地方あるいは松戸の事件につきましては、きわめて遺憾なことと私も考えておまして、近畿の問題については、問題が明らかになると同時に、直ちに募集手当の返納をいたさせまして、それから監督責任者を含む関係職員に対して懲戒処分を含む相当の措置をとってまいっております。で、この種の問題が生じないように私も努力をしてまいったわけでありまして、当面の措置として、その後のいろいろの会議の都度、相当の時間を割いてこの事件の身を話をし、それに対して今後再び演じないように指導してまいったところでありまして、その間、また指導文書も従来の指導文書をいろいろ整理いたしまして発出したしまして、二度と繰り返さないというふうに厳重に戒めてまいっておりますのでございまして。

○案納勝君 私、神山さんね、左京問題はあなたがよく御存じだから左京問題と、こう言ったんです。

(委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席)

これに類する事件は新宮にもあります、あるいは九州の管内にもあります、あるいは松戸の問題についてもあります。私はこれをいままじようこで一つ取り上げようとは思いません。それらの措置についてはそれなりに報告を聞いております。

こういう募集奨励のやり方について後を絶たない、いつも言われてきている問題である。再三通達を出すけれども、中身は徹底しない。だから二枚舌だと言われるんです。

そういう意味で、私は、幾つかの点について一つずつ、あなたのイエス、ノーでいいです、一つは、現場段階で省の施策、公正な品位のある募集を行うという立場、募集を強制にわたるようなことは行わないという指導、これは従来も再三言っておりますが、そういう指導の徹底をしてもらいたいと思う、いかがですか。

それから二点目、募集目標が各局にある。努力してもなお、正常な募集をやって努力してもなお目標が達成しないという場合もあります。今日のようには郵便貯金の利率問題が新聞であれだけ取りざたされたために、国民の目には郵便貯金の利下げの問題が余りにもクローズアップされて、いま現場では貯金の募集がなかなかやりにくいという声が出てきているわけです。それと、そのときそのときの経済的な変動や情勢によって、貯金募集もうまくいく場合もありますし、あるいはなかなかうまくいかない場合もある。そういう努力してもなお目的達成が行われなかった場合について、そののみで私は責任追及はしない、こういう体制をきちんとしてもらいたい。

第三点については、最近、これはきょうは触れようと思いませんが、いま郵政省の施策の中に目標管理というのがある、目標管理という施策がある、ある程度組み入れられております。この目標管理がしたたかき一つになっております。私は募集施策の中で職員が萎縮するようなら、そういう結果にならないように、当局の場合十分な配慮をしてもらいたいわけですね。逆にいま郵政の労使の問題は、常にこの委員会にも課題になります。それは職場の中で信頼関係が上司と、あるいは働いている仲間の間にないからですよ。これは十年來の数年の間に、まだ依然として残っていることを物語っていますが、いま労使双方とも前向きに努力していることは私たちは一定の評価をしています。

す。一日も早く労使が働く側の立場を理解をしながら人間的信頼感を回復をしていくということがいま一番大事なんです。働いている人が萎縮をするような、そういう措置についてはやめてもらいたいと思う。

四点目は、たとえば目標管理の中で、目標カードの提出など、こういうことをいわずに強制をするというふうなことはあってはならぬと思う。あくまで本人の意思、そういうものを尊重して、本人が生きたいを持って働けるような環境づくりをするというところが私は必要なことだと思う。

さらに、いまこの奨励対策の一つとして、セールスマネージャーの職員に対する指導がときどき行き過ぎていっていることと問題になって、私の耳にも入ります。私はいま神山さんが幾つかの問題について答弁をしましたが、その答弁をしたとおりに現場の中に指導をしていくならば、私は貯金の募集奨励問題等について現場の段階では本心に信頼性のある、生き生きとした募集というものが、あるいは業務として進んでいくと思っておりますが、私は問題点を特にきょうは掘り起こす気はありません。

いま言った五点について、私の言っていることは間違いないと思いますが、神山貯金局長の見解をお聞きをいたしたいと思っております。

○政府委員(神山文男君) 募集の強制というのと、第一点でございまして、私もひとつは、職員がやはり自発的に、自主的に一つの目標を掲げて挑戦をしていく、そういう何か先ほど先生も最後に言われた、生き生きとした奨励とおっしゃいましたが、そういったことを私も望んでいるわけでございます。単に強制した募集ということとはわれわれとして本意ではないというふうに考えております。

それから目標の設定の仕方でございますが、われわれとしては、いま上から目標額を決めて、割り当てて、これを達成しなさいというやり方にとっておりません。これはあくまでやはり各職場において、皆さんでこしはという目標を掲げ

て挑戦していかうかということで、つくり上げてきていただいて、そういうものを目標にしたいだくというやり方をとっております。あくまでも全職員が参加してつくり上げていただきたたい、これが私どもの念願しているところであります。

それから目標を達成しないからといって、その責任を追及するということとは従来もやっていないと思っております。目標というものは、そういう責任を追及するということのような趣旨で設けるものではないものでございまして。

それから目標管理というよりやうな方を郵政局によっておるといことは承知いたしております。まあ目標管理の精神というものは、やはり職員がみんな参加して、自主的に目標というものも、いろいろな条件を考え、そして従来の実績をも加味して、こしはという目標を定め、そしてつくり上げていただくものであるというふうにして了解している次第でありまして、決してそれによって職員が萎縮をするというふうなものではないと存じております。

それから、その間に労使関係の信頼感というお話もありましたが、確かに労使の信頼関係というのは大切でございまして、私も先生と同様に考えております。今後とも、労使間の信頼関係の確立ということについては私も努力してまいりたいと存じております。

それから目標カードの提出についても、これも目標管理と同様の趣旨で行われるわけでありまして、各個人個人の職員の方々が自分なりの過去の実績あるいは自分の能力、それからその他の客観的な条件等を含め合わせて目標というものをつくり上げていただくというもので、本来、これも強制して出さなければならないものではない、自主的につくって自発的に参加していただくというふうな持っていくのが趣旨であるというふうな考えております。

までもお答えしたと重復するかもしれませんが、要は、職員が自発的に生き生きとして奨励活動に参加していただくということがわれわれとしての念願でございますので、そういう方向に今後とも持っていきたいと努力していることを申し上げまして、終わります。

○案納勝君 私は目標管理問題そのものについても意見がありますが、きょうは時間がありませんから、後日に譲ります。

言われるように、五十年の十月一日に公用私信が出され、四十五年の四月十四日には返納制度についての通達が出された。いずれにしても指摘をされるような問題は後を絶たないわけですが、会計検査院からも指摘をされている。きょうはここで繰り返しません。

大体、こういう問題が貯金だけじゃなく、保険にしてもあるんです、この間から論議しても。郵政省には監察制度——私はこの監察制度を見直さなくちゃならぬ。会計検査院から指摘をされるようなことが何で内部監察の中で審査として指摘をされて出てこないのですか。監察は何を一体やっているのか。私は、監察は全く——いま内部監察として監察制度の発足以来多くの問題が提起をされてきておりますが、今日の監察の姿勢について多くの疑問を抱かざるを得ない。毎年審査をやっているはずですが、違法な行為が行われたから、そのことは審査の中で明らかになるはずだ。さっぱりだ。この辺、首席監察官、どう考えているのか。五十年度の地方段階における審査報告書、これについて提出をしていただきたい。

○政府委員(永末浩君) 保険、貯金を含めての御指摘だと思っておりますが、事業信用にもかかわる問題でございますので、適切な募集が行われているか、違法、違則な募集がありはしないかというようなこと、貯金局、保険局から厳重な通達が出されているわけでございますので、その通達を私ども見まして、現場において十分にこのような配意が幹部においてなされているかどうかということは従来からも審査の際に十分見ていたつ

もりでございます。

あるいは会計検査院から指摘されて、郵政監察は何をしているかという御指摘かと思いますが、こういうことを申し上げますとあるいは言いわけになるかもしれません。大体、審査というものは、郵便局におきましては二年に一回、つまり一年間では五〇%ほどをやっているわけでございます。また、支局によりましては、重大な犯罪が発生いたしますと、審査の率も低下するというようなことでございます。十分こういって、先ほど申し上げましたような点については審査をしているつもりでございますが、そういったこととございまして、あるいは見つけ切らなかったというように、あるいは会計検査院に指摘されることになったわけでございますが、外部機関から指摘されたということにつきましては、私どもも非常に残念に思っている次第でございます。

それから審査報告書でございますけれども、これは、こういった件につきましては支局単位でやっておりますのでございまして、本省に上がってまいりますのは、それを集計したもののばかりでございます。まして、特別、審査報告書というものを従来からつくっておりますので、御了承をお願いしたいと思っております。

○案納勝君 それは審査報告書つくっていません。本省でつくっているのじゃなく、地方郵政監察局段階で審査の報告を毎年首席監察官のところに報告するようになっていっているじゃありませんか、それを見てくださいと言っているんです。

○政府委員(永末浩君) 郵政局に対しますところの本省の審査、これは報告書をつくっているわけでございます。ただ、支局が行いますところの郵便局の審査、これは報告書というものはつくっておりません。

〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕

○案納勝君 じゃ持ってきたしょうか。

○政府委員(永末浩君) 失礼いたしました。つくっておりますけれども、本省には上がって来て

ないわけでございます。

○案納勝君 もう五十年度の報告書は来ているはずじゃないですか。四十八年、四十九年は私のところに来て、一通り見させていただきました。五十年度のはあるはずじゃないですか。

○政府委員(永末浩君) 先ほど申しましたように、本省が行いますところの郵政局の審査、その際には、郵政局の審査の一環として郵便局も一部見ることがあるわけでございますが、その報告書というものは本省で作成するわけでございます。ただ、支局が行いますところの郵便局の審査、これは郵政局まで上がってまいりまして、本省に報告が参りますのは集計したもの、こういう点を指摘しましたというように集計したもののだけしか上がってこないわけでございます。

○案納勝君 それじゃせっかくですから、私が四十八年、四十九年見せてもらったのと同じのでもいいですよ、それを私の方へ五十年度の提出してください。いいですね。

○政府委員(永末浩君) 五十年度の審査報告書はまだできていないわけでございます。

○案納勝君 いつできるのですか。

○政府委員(永末浩君) 年度末までにはできると思っています。

○案納勝君 年度末にできたら見せてください。それじゃ時間がありませんから、最後に、保険の問題について二、三まとめて質問します。

第一点は、民間保険と簡易保険というのは競合関係に現実的にあるわけですが、民保はインフレに対処する保険の商品として幾つか考えているようですが、簡易保険はそれについてどのように対処しようとしているのか、第一点。

それから今回特別措置が実施されるようになりますが、昭和二十年代の契約に対する特別増配が民間の場合には行われておる。これについては特別措置が実施されるまでに、どのように郵政省としては今回措置が実施されるに当たって決断をし、実施をしようとしているのか、その点について。

それから超過契約について多くの問題はすでに指摘をされております。これは貯金の預入限度額オーバーの問題と同じであります。省はどのように対処しているのか、今後こういうことについてはどうしようとするのか、明確にしてくださいと思います。

それから、同じく問題になっている払い込み団体の整備について、御案内のように都信用事件等、これは単に都信用事件だけじゃありません、きょうはこの問題について掘り下げようと思いませんが、この整備改善についてどのように検討しているか。

最後に、私は、加入者の利益を向上させ、これは大変な重要なところですから、余裕金を積立金と同様に運用して、運用収入の増加を図ることが最も今日効果的な方策と考えますが、この問題について郵政省はどのように取り組んできているのか、これらについて一括をして答弁をしてもらいたいと同時に、大臣に、去る通常国会において、これは衆議院の場合も同じであります。超過契約、団体組成あるいは募集の行き過ぎ等について、郵政省としてこれらについての姿勢を正していくというところについて大臣の決意を明らかにされたい。

私は、先ほど冒頭に申し上げましたように、本日、時間がなくて十分に論議をする余裕はありませんが、貯金、保険事業自体がどういうところにある理由があるのかと問い直されていると思うのであります。これらについて厳正な態度をとって私は対処すべきだと思いますが、最後に、大臣から、今後の貯金、保険の事業の運営等について、これらの問題点について、今後の取り組みについての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思っております。最後に、大臣からこの辺の見解について明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(村上勇君) 超過契約等をめぐって省はどのような態度で臨んでおるかということですが、超過契約の防止につきましては、さき

の通常国会における御指摘を踏まえまして、必要な措置を講じたところであります。

すなわち簡易保険事業をめぐる諸問題につきましては、題する通達を提出しました。また、省の基本姿勢として、事業の体質改善に努め、加入者の立場に立った正しい販売活動を展開するよう指示するとともに、超過契約の監査を強化して、超過契約にかかると募集手当は支給しない等の措置をとることとしたしました。今後とも、これらの措置の徹底を図りまして、超過契約に依存しない募集体制の確立に努める所存でございます。

次に、払い込み団体の問題につきまして、保険料払い込み団体につきましては、加入者のニーズもあってその組織に取り組んできたところであります。が、これら払い込み団体の運営について一部に問題が生じたので、現在、厳重な規制通達を提出して是正に努めるとともに、この九月一日から簡易生命保険約款を改正いたしました。払い込み団体に対する規制を強化する等、積極的に推進しているところであります。相当の成果を上げていくものと考えております。

さらに、払い込み団体の集金事務等の取り扱いを含め、今後の団体のあり方につきましても、鋭意、検討しているところであります。

○政府委員(中市彩也君) ただいま御質問がありましたことにつきまして、まとめてお答え申し上げます。

最初は、インフレの対応でございますが、すでに実施しておりますものについて申し上げますと、四十九年一月から個人定期保険を発売いたしました。今年四月から集団定期保険と、それから死亡保険金を満期保険金の五倍とする第三種特別養老保険を発売しております。これが現在実施中のものでございますが、なお検討中のものもございました。保険金増額保険、物価指数保険、中途増額保険、既契約の転換制度等でございます。

その問題点について申し上げますが、検討過程の中で出てきた問題点を申し上げますと、最初の指

数保険でございますが、これは先生御案内のように、物価の上昇に応じて保険金を買い増しするものであります。民保では八社ほどが五年満期の定期保険につきまして実施しておりますが、販売実績は五十年八月まで四百二十件としまして、販売状況でございます。われわれもこの民保の動向等を十分に調査して進めてまいりたいと思っております。が、じやこの商品を買った場合に問題となりますのは、毎年契約者に対して保険料額、保険金額を通知する事務がふえるという事務量増というところでございます。それから物価にスライドして保険金を増額いたしますと、最高制限を超えるおそれがある、そういう場合も出てくるのではなからうかという点と、それから物価の上昇によつては加入者の負担すべき保険料が非常に急激にふえる危険もあるというふうな問題等が種々ございます。いろいろ検討をしているところでございます。

次に、中途増額方式でございますが、これは契約の中途で加入者が必要に応じて任意に保険金を増額されるものでございます。メリットとしては基本契約と追加契約が満期が一致できるものでございます。これは民保の状況を見ますと、九社が発売しておりますけれども、増額部分に貯蓄部分が含まれた場合には保険料の負担が非常に大きくなりますので、増額の部分は民保でも定期の保険に限っております。販売実績も、制度が完成した四十九年十一月以来五十年七月までの九カ月間で、件数が約九万件ほど販売しております。民保の年間個人保険新契約件数が全体で一千万件でございますので、九万件という数を見ますと、余り需要がないというふうな感じもいたします。ところでございます。で、私どもとしては、これは現在発売している個人定期保険の追加加入では代替できるのではなからうか、メリットはどこにあるんだらうかというふうな点と、それから加入者の需要の動向等を十分調査して決めたいと思っております。

次に、保険金の増額保険でございますが、これ

は配当金で保険金の買い増しをするという方法でございます。買い増しのための加入者の負担増がないという点が一つの特色でございます。民保の場合の正確な統計の計数はございませんので申し上げられませんが、これは私どもの方へ導入した場合にどうなるであらうかという試算した場合でございます。たとえば四十歳で定期保険を買い増しをする、剰余金で買い増しをした場合に、現在五百万円が最高制限額でございますから、買い増しをしていって最終的には五百万円になると、そうしますと当初買入基本契約は百万円と約三倍程度になりますので、百万円の基本契約につきまして二百九十七万円というのが買い増しの保険金になります。三百九十七万円、約四百万円でございますが、したがって基本契約は百万円、もうちょっと大きくてよろしゅうございませうけれども、死亡した場合の満期保険金が百万円ちょっとでは、いまの時代で現実的に合うであろうかどうか、保障機能という点でちょっと問題がありやしないかと思われまして、これが五十歳になりますと、買い増し保険金が一・八倍くらいになりますので、今度は買い増した保険金の保障機能がどうであらうかという問題がございます。

その次には、転換方式でございますけれども、これは既契約を解約する場合にいろいろなデメリットが生じてまいります。加入者の側から見ますと、それを全然排除した上で転換をしていくというものでございまして、その場合に、既契約の解除のデメリットをこの保険にだけ与えらるようになります。ほかの保険の加入者とのバランスの問題が出てまいらうかと思われのでございますが、そういう問題がございます。

総じて申し上げたいことは、最高制限額が五百万円という状況下では、この目減り対応商品というものは理想的なものではなかつたかしのではなからうかと思っております。そこで、問題は、最高制限額とは何ぞやという問題にならうかと思ひますが、民保の場合には、剰余金で買い増

しをした部分は、増額部分は最高制限額の対象外となつておりますので、そういう道が開けないものかどうかと関係筋との折衝になるわけでございますが、検討の余地は十分でございます。

それから全体的な問題でございますが、簡易生命保険ということで、私どもは、お客様にも、扱われわれの側におきましても、簡易でありたいと思っております。現在、種類が二十三種類ございまして、非常に複雑になっております。従業員もこれを覚えるのに非常に時間がかかります。また、大分勉強するのに時間がかかります。また、お客様も非常に複雑な仕組みで理解しにくい、いろいろなトラブルも起こりやすいという点で、文字どおり簡易なものにしていただきたいが、そうしますと、その中でお客様のニーズに合ったような方向をとるといふことは非常にむづかしい、二律背反みたいな関係にならうかと思ひますので、その辺のところを十分に勘案しながら、しかし一方、先生のおっしゃるように民保の方はやっておりますのでございまして、また物価上昇に対応する商品を考えなければならぬという時代の要請もございまして、若干時間をかけていただきたい、こういうことでございまして。

○委員長(竹田現昭君) 午前の審査は、この程度にとどめます。

午後一時再開することとして、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(竹田現昭君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

中市保険局長。

○政府委員(中市彩也君) 先ほどの案納先生の御質問、まだ残っておりますので、お答えしたいと思います。

第二点は、昭和二十年代の契約に対して民保は特別増配をしているけれども、簡保はどのような措置を講ずるのかというお話でございますが、簡保の加入者も民保の加入者と同様の事情にありますので、簡易保険といいたしても、民間保険における取り扱いとのバランスを十分に考慮いたしまして、いま御審議いただいております特別措置の実施、もし御可決いただきますならば、特別措置の実施と同時に、昭和二十九年以前契約につきましては特別増配を実施することにつきまして、近く郵政審議会に諮りまして実施に移したい、このように考えております。

それから超過契約の問題でございますが、大臣からも御答弁がございましたけれども、従来、いろいろとあつた限りの統一措置を講じてまいりましたが、まあ従業員を信頼できないというのは非常に残念でございますけれども、特に、今回は、関係労働組合とも話をしまして、超過をした部分につきましては募集手当を返納をさせるという措置を講じまして、従来、再三におたつた超過契約の規制につきましての通達を發しましたが、残念ながら実効が上がりませんでしたけれども、今回は、この募集手当の返納を柱といたしまして実効を上げたかと思っております。

なお、その他のいろいろな施策もございまして、省略いたします。

それから団体の組成の適正化ということでございまして、既存団体の整備改善につきましては、これも簡単に申し上げますが、郵便局が払い込み団体に関与をしているというのを禁止をする措置、関与しているという外観を排除する措置、これを六項目にわたつてとりました。それが第一点。

それから団体の自主的な運用を確保する措置につきましても、これも十三項目ございまして、これ

も、具体的に進めておるところでございます。それから団体の集金及び資金管理の適正化を確保する措置、これにつきましても六項目ございまして、具体的に推進しております。それから行事実施の適正化を確保する措置につきましても三項目ほどございまして、具体的に進めております。

以上のようなことで、御趣旨の適正な団体の育成ということにつきましては、今後とも、あつた限り努力をいたしたいと思っております。

それから最後に、余剰金制度のお話が出ましたけれども、取り組みにつきまして申し上げたいのでございますが、余剰金の運用制度は、実は、昭和三十四年度以来、過去十数年にわたつて取り組んできた問題でございます。簡易保険局にとりましては、もちろんのこと、加入者にとりましてもサービスの改善の最終にして最大の課題と言つてもよろしかつたと思つて、非常に大きな問題でございまして、引き続き、今年も五十一年度の予算要求におきまして省の重要施策として取り上げられておりまして、関係方面と折衝を重ねておりますけれども、まだ結論を得るに至っておりません。

以上でございます。

○委員長(竹田現照君) 質疑のある方は順次御発言願ひます。

○藤原房雄君 三案一括して質疑ということでございますが、与えられたわずかな時間でございまして、基本的な問題だけにしほつてお尋ねを申し上げるわけでございます。

今回の改正部分につきましては、私どもは、それなりに時代に即応したものとして、そういう態度をとつておるわけでありますが、いづれにしても、先ほど来論議のございましたように、郵便貯金または簡易生命保険というものが一つの大きな時代の変化とともに、いろいろな角度で考えなければならぬ問題が出ておるという、これはこういうことを一々挙げておられます、与えられた時間の中で質疑ができませんので、次の機会にまた詳細については述べたいと思つております。

まず端的に、先ほどもお話ございましたけれども、郵便貯金の問題としましては、やはり預金金利のことが一番問題にならうかと思つて、午前中もいろいろありましたが重複は避けたいと思つて、何が何だかと思つても、先ほど来大臣が申し述べておりましたように、郵便貯金というのは国民大衆の零細な貯蓄というものが本来の目的であるわけでありまして、これはもうほかの一般金融機関とは同列に考えるべきでないことは当然だと思つて、ところが、最近の様相を見ますと、まあ時代にマッチするように、貸付制度が二十万を三十万にしよう、簡易生命保険につきましても五百万を八百万にしよう、それはそれなりに必要なことだろうと思つたのでありますが、これが貯金なり、また保険なりという体系の中で今後どういう推移をたどるかという、将来の展望ということになつて、そのときそのときの一時しのぎといふことが、悪い言葉ではありますけれども、そのときそのときの時代に即応した考え方としてはそういう措置も必要であります、そういうことをして、やがてこれが、民間との競合部分も非常に多いわけでありまして、どういふところに行き着くのかということになります、これはまあ明確にしなければならぬ、原則は原則としてあるわけでありまして、往々にしてこれが踏み外される傾向に進みつつある、このように考えざるを得ないわけでありまして、

こういうことで、まず最初にお聞きしたいことは、この郵便貯金または簡易生命保険、こういうものが将来どういふような手直しというものは、もちろんのこととして、将来、原則は原則、目的は目的として、国民大衆の零細な貯蓄というものを、またこの国民大衆の零細な貯蓄と一般民間保険にはない簡易生命保険というものを、どういふふうに考えていくべきなのか、この将来の展望といふものを、将来に対する基本的な考え方、こつても結構でございますが、御所見をいただきたい、こう思つております。

○政府委員(神山文男君) 郵便貯金の制度でございますが、貯金法の一途にありますが、国民の皆様の貯蓄手段、しかも「簡易で確実な貯蓄の手段」ということで「あまねく公平に利用」していただくということをたてまゑといたしまして国民の皆様がサービスを提供し、今後、これをより一層向上させていきたいというのが基本でございます。

それで、将来、いろいろの制度の手直しという、改善につきましては、先生おっしゃるようになつて、研究していかねばいけない問題でございます。まあこれはまたいろいろ他の制度や関係機関との調整の問題がございまして、非常に困難な状態でございますが、十分国民の利用者の方々の利益の増進になるように、制度の改善についても検討していきたいと思つております。

それから、この事務のやり方といふことが、現在も手作業が中心になつていふような仕事の運び方でございますが、これを将来はオンラインシステムを導入いたしまして、もっとより迅速で確実なサービス、しかも内容ももっとも多様化し、高度化したようなものを提供申し上げたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 確かに民間の金融機関、また保険会社より前に出ていふようなものが進められると、まあお役所の仕事ですから、考えられませんが、けれども、しかし、余りにもこの差があり過ぎるということでありましてはならないと思つて、特に零細な庶民の方々の貯蓄という、またそれらの方々に応ずべき役割りというこの大事な役割りを担つておるわけでありまして、やはりこの新しい時代に即応して、民間のいろいろな動き等も勘案して、それに立ちあつていふ必要はないかと思つて、対策といふものはひとつ検討しなければならぬと思つて、具体的なことになりまして、これはいろいろ議論のあるところだと思つて、こつても結構でございますが、御所見をいただきたい、今後、対処してもらいたいと思つた上になつて、今後、対処してもらいたいと思つております。

うんであります。

先ほども言われましたように、郵便貯金の一審問題になるのは、やはり目減りの問題だと思えますが、今度は酒、たばこも、また郵便料金も値上げになるという、こういうことで物価上昇が著しい中にありまして、やはり預金なされる方々の立場、これは大きな企業ではなくして零細な方々、国民大衆を対象にしておるといふことでは午前中もいろいろの論議がございましたけれども、一般金融機関と連動するような考え方のほうは、これはもうあつてはならぬと思ひますし、大臣も大分がんばったみたいですね、がんばったのかどうか、あつたという間に敗れてしまったような感じなんですねけれども、これは午前中もいろいろの論議ありましたので私は重複は避けたいけれども、どうか他の金融機関との郵便貯金のあるべき姿の中から、やはり節度ある態度、そしてまた法の目的、これに逸脱しない毅然たるものがあつてしかるべきだと思ふわけでありませう。

このことは私人そう考へるということじゃございませんで、大臣の郵政審議会に対して諮問いたしました十月七日の諮問ですが、これに対する「当面の郵便貯金の利率の在り方について」という答申の中にも、この問題についてはやっぱり触れておりますし、この金利のあり方というものはどうあるべきかということについては、相当各委員からいろいろ意見が出て、論議があつたということが答申の中に明確にうたわれております。この答申を見ますと、「当審議会は直ちに特別委員会を設けてこの問題に取り組んだが、委員の意見は複雑多岐に分かれたまま、見通しが立たず、やむなく時日切迫の故をもつて、早急に調整を推し進めて、これを結論とした。」というようにあるわけですね、それだけの立場、何かこう郵政審議会の委員のメンバーもこの前の郵便法の改正のときに問題になりましたが、われわれからすると、もう働く人たちの立場、非常にその構成メンバーにも問題ありということで大分問題が提起されたわけでありませうけれども、その方々にして

も、この利率の問題については、いろいろな議論がなされた、そして非常に意見が分かれたので、時日も切迫している——何も切迫したからといって、十分な討議もないでござうることがいいか悪いか、これもまたいろいろの議論のあるところだと思ふのでありますけれども、この「委員の意見は複雑多岐に分かれた」という、こういう文章でつづられておられるわけですね、主にどういふことがこの論議の焦点になつたのか、この点ひとつ、詳しいことは結構でありますから、項目的にこういうことがというところで、お尋ねを申し上げたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 郵政審議会の議論でございまして、四十二名でございまして先先生方の御発言で、非常に答申にもありますように多様に分かれておつたように拝聴いたしております、その中で大きく分けますと、やはり郵便貯金は少額貯蓄の性格を持ち、また個人性の貯蓄であるといふことから、利下げというものは慎重に行なうべきではないかという意見が一方の代表的な立場の意見でありまして、もう一方においては、やはり当面の景気対策の必要性、不況が非常に深刻化し、失業者も増大して倒産もふえている、新規卒業者の就職も非常に困難な情勢である、そういう非常な不況下で経済の環境条件を救済するためには、早急に不況対策をとらなければいけない、そのためには金利水準の引き下げということが当面の急務であるという立場から、預貯金の金利も貸出金利も引き下げるべきだ、そういうようなもう一方の意見。その中間にはいろいろまた御意見がございまして、大体、そういうことでございませう。

○藤原房雄君 そういふ意見が当然出たろうとわれわれも想像しておりますし、答申の中にも一部議論のあつたところのものが記されておられるわけでありませうけれども、財政投融資の大きなパーセントを占めておられるこの郵便貯金の担うべき役割りといひますか、それはそれといたしまし

て、本来、いまお話のありましたように少額な貯金であり、また個人性の強いものであり、そしていま国民は非常な不安の中にありながら、やっぱり国のなす事業であるといふことに對しての信頼感、実際に國がどういふことをしているかといふことについて信頼に足るだけのもので運用しているかどうか、ここは過日來のいろいろな議論のあつたところでありませうけれども、しかし國民の立場からしますと、國のやつてゐることだといふことに對する全幅の信頼があるわけでありませう。それだけにこの零細な、そしてまた少額な國民大衆の信頼を裏切るようなことがあつてはなりませんし、やっぱり期待に、信頼にこたへる立場になければならぬ、こういうことから言ひまして、利率問題、利率の引き下げなどということに對しては、さつき午前中も大臣は日本經濟の全体の運用とかいろいろのことを勘案してやむを得ないといふお話でございましたけれども、それは日本經濟を度外視して郵便貯金だけ独立で勝手な道を歩むといふことはわれわれもできないことはわかりませうけれども、そこには何らかの対策なり方途なりといふものを見出して、この特殊性といふものに對しての措置といふものは講じられなきやならない、こう思ふわけですね。

この答申の中にも、最後の方に「物価高と貯金金利引下げという二重の負担に悩まされる零細預金者に対しては利下げと併行して利下げ分を補う適當な施策を立案具體化して當審議会の議に付さることを要する」とありますね。これはもう審議会としては、いろいろな意見の中で諸般の情勢からやむを得ないものとして、しかし、これを預金する人たちの立場に立てば、特に特殊性から考えれば法の精神から言つても何らかの施策をしなきゃならぬぞという、こういう一文を入れたるを得なかつたろうと思ふのであります。

大臣の出された諮問に對しての答申、いままでいろいろな論議の中で、答申でこういうふうに出てますからという、非常に答申を重んずる郵政省をして大臣、答申の中にこのようにはつきり

明記になつていらつしやるわけでありませうから、今日まで何らかの施策については御検討なさつていらつしやつたと思ふのでありますけれども、それらのことについてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(村上市勇君) 先生御指摘のとおり、郵便貯金は國民大衆に広く利用されている少額貯蓄の手段でありますので、預金者の利益保護につきましては、できる限り配慮すべきものと考へております。

今回の利下げは、当面の深刻な不況を克服するために現下の經濟情勢のもとでは郵便貯金の金利の引き下げもまたやむを得ないとの判断に基づいて実施したものであります。なお、預金者の利益を増進するために從來から住宅積立貯金や預金者貸付制度等のサービスの拡大に努めてまいりましたが、今後とも、鋭意、配慮を怠りまいらうと考へております。

○委員長(竹田現昭君) 質疑の途中でございませうが、委員の異動について御報告いたします。郡祐一君が委員を辭任され、その補欠として福岡日出磨君が選任されました。

○藤原房雄君 郵政省といたしましても、これは國務大臣として日本の經濟を度外視するわけにはいかないことはわれわれもわかつてはいますが、どちらかというと、やはり法の精神からいひましても零細な預金者の立場に立つて最善の努力を尽くす、これが必要であらう、先ほど来私そういうことを言つてゐるわけでありませうが、この答申の中に、いま大臣いろいろお話ししておりましたけれども、「物価高と貯金金利引下げという二重の負担に悩まされる零細預金者に対しては利下げと併行して利下げ分を補う適當な施策を立案具體化して當審議会の議に付すべきだ」ということを言つてゐるわけですね。これはもう出まされてから、きのうきようじゃないんですから、十月二十三日ですか、もう二カ月もたつてゐるわけでありませうから、何らかの、こうしたらどうかといふいろいろな

論議があつてこれを具体化のために知恵をしぼられたと思ふんですけれども、いまの大臣の話だと、全然、答申にはあつたけれども、われわれは考へておられませんみたいな話なんです、今日まで考へられ、まあしかし考へたけれどもどうも実現性がないとか、いろんな問題があるという事であれば、それはそれとしてわれわれは今後の検討の資料にさしていただかなきゃなりませんけれども、こういう答申にある以上は何らかの検討があつたろうと思ふのです。

その検討したこと、そしてそれが可能であるのかどうなのか、今後、どういうふうになさるうとするのか、その辺のことを聞きしつゝあるわけでありま。

○国務大臣(村上海男) 預金者の利益の増進につきましては、郵便貯金が広く国民大衆に利用されていることにかんがみまして常々配意いたしておるところであります。さきの金利引き下げに際しましては、他の金融機関の一年定期預金に比べ下げ幅を〇・二五%少なくいたしましたして改善を図つた次第であります。

今後とも、いろいろな角度から貯蓄の利便を増す適当な制度がないかどうか、検討を続けてまいり考へてまいります。

○藤原房雄君 過日の委員会でも、審議会のメンバーが大きな企業の方々の代表が多いじゃないかといういろいろ論議がありました。その中でさえ、これをしっかりとつと適当な施策を具体化していけるという答申があつたわけでありまして、今後とも、ぜひひとつ御努力をいただきまして、預金者を守るためにひとつ郵政省が全力を尽くして、今後の施策等につきましてもがんばつてもらいたいと思ふんです。

六月から福祉預金を実施されました、発売になりましたですね、このPRとかまたいろんな問題もあるわけですが、最初にこれが現在どの程度成績が期待されるのか、また今後のことについてお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(神山文男君) 福祉定期貯金でございますが、六月二十三日から取り扱いを開始いたしました。六月に百二十一億円、それから七月に百七十五億円というふうなことで着実に取扱金額もふえてまいりまして、十一月分百一億円を加えまして、累計で千七百七十三億円という金額に上つております。

それで、この金額は、一体、民間金融機関を通してどれだけのシェアを占めているのかということとでございますが、最近の資料がございせんが、九月末時点で調べましたところ、全金融機関の郵便局扱い分は四八%、約半分近いという結果になっております。

○藤原房雄君 この福祉預金につきましては金利も高いわけでありまして、いまのお話ですと九月現在で大体全体の四八%ということですから、これがまた郵便貯金会計を圧迫することのないような預託利率の問題等、十分にこれは配慮しなければならぬと思ひます。まあ前の郵便法の一部改正のときにもこれは三會計の問題で郵便貯金会計の預託利率と運用のことについていふ議論ございました。それは郵便貯金そのもののことではございせんので、余りこれを深く突っ込んで私どもは申し述べなかつたわけでありましてけれども、こういうこと等をひとつ十分に勘案して、そして預金者に対してできるだけのサービスのできるようになすべきだと思ひます。

それから、この法律の今回の貸付制限額を三十万にしようということですが、現在わかつてる段階で貸付金額とこの件数、これはどんなふうに移してあるか、ちょっとお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(神山文男君) 四十八年の創設でございますが、五十年八月末日現在で八百七十九万件の利用となつております。で、貸付金の累計は五千八百八十八億円、貸付残高でございますが、六百八十八億円、で今年度の一件当たりの平均貸付金額が約六万六千円というふうになつております。

○藤原房雄君 現在つかまれておるやつだけじゃ

なくて、これ発足しましてから今日までの推移ですね、ちょっとお伺いしたいと思つたんですが、時間がありませんから結構ですが、この貸付金額とか件数、これはそう伸びてないように私どもは聞いておるわけですが、これは今日まで当委員会を通じて、この前の委員会、この前といひますか前の国会のときも、うちの山田委員からも質問があつたろうと思ふんですが、やはり分割併済とか貸付期間の延長とか、こういうものをやはり検討しなかりやないんじやないか。

これは貸付限度額も二十万から三十万ということですが、これも、まあ本来ならば五十万、これもいろいろ論議のあつたところだと思ふんですが、けれども、これはこういう制度ができてまだ日が浅いということや、また郵政省の置かれてる立場というもののいろいろあるのかもしれないけれども、預金者に対する利便として、分割併済や貸付期間の延長や、貸付金額もやはり二十万から三十万という、いまこういう時代ですからね、十

万ふやしましたって鬼の首でも取つたような顔をなさるといふのはちょっとどうかと思ひます。ね。最高預金限度額三百万という事で、それから、それ相応のやつばり五十万なり、最低まあそのぐらひはあるべきだと思ふんです。こういう制度ができてまだ数年しかたらないということもありまして、利用者のためによりこれを利用しやすい道を開くことが大事だと思ひます。

こういうインフレのさなかにあつて過酷な生活を強いられてるその零細な方々の預貯金である。先ほどの金利の引き下げの答申の中にもございしたように、こういうものを考へ合わせますと、やはり預金者のための手厚い施策というものをより積極的の考へるべきではないか、重ねて私もこ

う要望したいんでありますけれども、これらのことについて、現在、どのように御検討なさつていらつしやるのか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 最初に、先ほどの御質問の過去の何といひますか、貸し付けの利用状況

でございますが、昭和四十七年度一月から三月の三ヶ月間でございまして、貸付件数七十四万四千件、貸付金額が三百七十一億円でございます。それから昭和四十八年度が三百八十八万三千件、金額が千五百四十億円。それから昭和四十九年度三百三十八万二千件、金額が千二百二十七億円。五十年年度につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それで次に、この貸付期間は現在六ヶ月でございますが、これを延長する考へはないかという御質問と承りましたが、現在の貸し付けでございますが、この趣旨が、貯蓄をされてる方がその貯金をおろさないで、一時的に融通を受けて、そのかわり貯金の、何というか、預け入れ期間が長くなつて利息の損を来さないで、また生活上の必要も満たせるという趣旨でこの制度が設けられたわけでございまして、比較的小口である、そして返しやすというふうな金額にとどめてあるという現状でございまして、この六ヶ月を決めたのも、できるだけ短期の方が結構なわけでござい

ますが、夏期及び冬期にボーナスというものが大抵の給与所得者の方々が受け取ると、そういう時期に返済できるのではないかと、そういうことから、六ヶ月が適当であらうということを決めましていたしたわけであります。現在の貸付期間の実態は、おおむね四ヶ月となつていふようでございます。それで現行の貸付期間六ヶ月で一応支障はないというふうなわれわれ考へておりますが、これは今後の利用の実態等を見た上で、これは検討課題として研究してまいりたいと存じております。

それから分割併済でございますが、比較的少額であるということと、先ほど申し上げたように、夏期と年末にボーナスが給与所得者については出るといふような実態から見まして、六ヶ月の期間内で併済ができるのではないかと、いふことでございまして、大体、一時に併済をしていただけてい

るというふうな考へております。しかし、今後の貸付金額の増大等あるいはまた利用の実態等を見

て、これも慎重に検討してまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 これは、いま局長のお話の範囲内では、少額でもあり、ボーナスというものを基準に考えればということですが、私も、現実に利用者の中にも、こういう声があることを私も聞いております。さらに、いまこれだけ物価高の中にありまして、またこの不況のあらし、そしてまた雇用不安、こういう中で公式的に、ボーナス出るんだからそのときに返済するようにとか、だから六カ月で足りるのだとかいうことは済まされません。一時的と言えどもそれまでもありませんけれども、長期間にわたってありますし、零細であるがゆえに、五万、十万のお金に実際困つておる。自分の預金したお金なんですから、もう少し便宜を図る。早く返せる人は早く返して結構なわけですから、やはり倒産のためにいろいろな不幸な事態に立ち至つた、そういう方々にとつては、やはり六カ月、またボーナスといつてもそれはいかないと、こういう方々も現在失業者が百万、二百万、こう言われている中におきましては、やっぱり相当の方々の声もあるわけであります。

ですから、これはそういうこともひとつ受けて、皆さん方は、どちらかというと、平均的な机上でのいろいろな計算の上に立つてお考えになるでしょうけれども、社会のこういう推移とともに非常に零細な方々の立場に立つてお考えいださないと、ちょっとほかの一般金融機関との相違というものを明確にいたしませんと、やはり預金なさっている方々の意思というものはどうしても反映できないんじゃないか、そう思うわけですね。その点ひとつせつかく御努力いただきたいと思つて、この問題についても取り組んでいただきたいと思つて、貯金の方は以上で終わりたいと思つております。

保険でございますが、三つ一遍にやるんだから大変です、やる方も、二十四年五月以前の特例の方ですね、これにつ

いてもいろいろお伺いしたいことがあるわけですが、私もかいたしますと、社会のこういう大きな変動、そしてまた金価値がなくなるといふのは一体どこに起因するのかわからない、国にやるといふことだということに對する大きな信頼感、何があつても国が見てくれるんだという、ほかの一般の保険会社には求め得ない信頼関係といふことが、こういうものがあつて、それは戦後だろが戦前だろがやはり加入するわけですね。現在のうちに比較情報といふことが、どこの保険会社はどういうものがあるかといふ、そういうパンフレットをずっと並べて、自分の現在の資力の中で、それが一番適當するか、それが一番率がいいか、こういうものをずっと比較して物事を考えることができる現在のならば、いろいろな選択の道もあるかもしれません。戦前ですと、そういうことは比較的できなかったわけでありまして、やっぱり簡易保険に加入する、その決意をする根本に国のやっていることだからというものがあつたらうと思つて、これは戦争のためとはいひながら、国の経済の大きな敗戦のための変動といひながら、金の価値が大変な下落をし、これらの人たちに對して何らかの道を開こうといふのですから、これは郵政省としては大変な思いやりのあるところだと、こう思つておられるけれども、しかし、中身を見ますと、それはめづるべきことではない。

まず、この提案理由の中にも、この理由の中にございますけれども、「簡易生命保険事業の運営の効率化を図るとともに、加入者の利便を図るため」とあるんですから、郵政省の効率的な運用のためにやるんで、その後にはちよびつと加入者のことも考えておられますよといふんですね。中身を見ますと、実際、零細なお金をこれから一々集めるんじや大変だ、一括すればこういうふうにしるであつて、加入者の利便といふことは、第一の条件といふことが、それを頭に置いての施策ではないといふことが、こういうことがはつきり言

えるのではないかと思ふのです。新しい時代に入りまして、確かに効率化といふものを求められる。そのためにはやっぱり何ぼ利益を上げなきゃならぬといふ国の事業だといひましても、効率化、合理化のために努力しなければならぬことはわれわれもわかつておられますけれども、しかし、現在とは違つて、戦前、国のなさる保険に對しての全幅の信頼を置いて加入なさつた加入者の心情といふものを裏切つてはならぬし、やはり何といつても加入者の利便を図るといふことを第一にお考えになるということが至当ではないかと私は思ふのですけれども、大臣どうでしょうか。

○政府委員(中市彩也君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

二十年代の大変なインフレの高進の激しかった時代に入つていた保険の契約者に対しては、実は、保険の手法と申しましようか、保険的なやり方で、昭和二十四年の四月一日から昭和二十七年の七月一日まで、四年間にわたりまして、保険的なやり方でこの小額契約に對した措置を講じました。

その内容を申し上げますと、それは昭和二十四年に改定された法律第六十八号でございまして、これは本年の七月出された保険審議会の答申にもございまして、物価上昇への対応策として述べられていた方策の一つでございまして、それを使つたわけでございます。つまり従来の小額の契約を転換する、下売り方式に乗りかえる、こういうことをいたしました。それによりましてこの四年間で小額契約が四千三百八十万件整理されたわけでございます。四千万件と申しますと、現在の簡易保険の保有契約が五千万件でございますから相当な数でございます。それに應じられなかつた方が若干おられたといふこと、いま申し上げたのは、この対象になるのは昭和二十一年の九月以前契約でございますから、昭和二十一年の十月一日からいま問題になっております昭和二十四年の五月三十一日までの新規加入の方、これを合せる

と二百三十三万件で、今回の対象になっている。したがうして、私ももとしましては、先ほど保険的手法などと言葉を使ひましたが、この小額契約に對する方式で一応つたものである。

それで、いま先生が非常に冷たいじゃないかとおっしゃいましたけれども、この提案の理由にございまして、今回は保険事業の運営の効率化を図るためにやるものである。具体的に申し上げますと、この契約が将来十五年ぐらひ続くであろう。そうしますと昭和二十四年の五月三十一日までは旧保険法時代でございまして、保険料建てと申しますか、現在は保険金で事務を進めておりますが、旧法時代は保険料建ての契約でそのような事務処理をしておりました。これは現在機械化の対象になつておりません。そこで、これを今回こういう形で一応整理して、事務費の節減を図ろう、こういうことでございまして。そういう趣旨で節減可能な人員が幾ら、平均給与額が幾らで給与アップ率が幾らで、この保険法は十五年ぐらひ続くであろうから、概算いたしますと人件費が八十六万何千しかかるわけでございますが、そのうち、今回の施策に要する経費を取りまして、七十億ほどの余裕ができる。その七十億ほどの余裕をもつて二百三十三万件の方に一時金を支払うという形で今回の御提案を申し上げたといふことでございまして。

それから、もう一点は、われわれ常に民保の動向に十分留意しておりますが、民間保険について、同様のことに對してどのような対応策を講じたかと申し上げますと、二十一年の八月十日以前に締結した保険契約につきましては、三十九年の四月一日から三年間にわたりまして保険金の繰り上げ支払い措置を実施しておりますが、その際に付加金をやはり付しておりましたけれども、その額は責任準備金の三割相当額といふことでございまして、実際にいたしますと六百円程度といふことでは、非常に低い、低過ぎる感じがいたしますので、私どもの方では、先ほど申し上げた計算根拠

で三千円と、こういうことに相なっているのだと
ざいます。

○藤原房雄君 それは事務的な手続については何
もしないといふ言ひを聞かれましたが、その事務を
進めるに当たつての物の考え方といふ事は、進
めるに当たつて、法の精神から言つたては、これ
はかの民間保険会社とは違ふわけでしょう、同じ
ことをやるわけじゃないわけですからね。民間保
險会社でやっているとを参考をしてそれにおく
れないような処置をとる、これは当然なことだと
思いますけれども、やっぱり国のなしていること
でありますから、民間にはできない、また営利を
追求する会社とは違つてやはり国を信頼して加入
したばかりのことはあつたという施策といふもの
なかりやならぬといふことを私は言つてゐるの
です。何もしなかつたわけじゃないで、決してない
でしょう。しかし、それは民間保険から見るとど
うしても処置がおくれている。また事務処理上の
ことだけから物事を考えるといふのであれば、こ
れはもう民間保険会社と同じであります。やは
り国のやつてゐることにすれば、加入者といふこ
とを最念頭に置いての処置といふものが必要では
ないか。同じことをするにしましても、やはりそ
の念頭の上に置いての処置、それは具体的な施策
としてはいろいろな面で、こういう大きな物価の相
違といふものはあるわけでありまして、目減り
に対する何らかの処置として民間には考えられな
い施策といふものがそこから生まれ出てくるの
じゃないか、こういう面でも確かに国の事業だけ
あつてここまで配慮したのかといふものにじみ
出てくるものでないやうな、こう思うわけ
です。

者の立場に立つての施策があるべきであり、やは
り経済の大きな変動の中にはあるとはいひなが
ら、自分たちの事務効率化のためだけで物事を処
理しなうならぬといふこの私の言つてゐることも
おわかりいただけるのじゃないかと思ひますけれ
どもね、大臣、どうですか。

○国務大臣(村上勇君) この特別措置は、簡易保
險事業の効率の運営と加入者の利便を図るために
実施しようとするものでありまして、貨幣価値の
変動に伴ういわゆる目減り補償を目的とするもの
ではありません。

すなわち、この特別措置は、保険金及び分配金
を繰上げて支払うとともに、事業経営の効率化
による将来の経費節減をめぐりして特別付加金
を支給しようとするものでありまして、これらの
契約の多年にわたる事業への貢献及びこの特別措
置による事業の効率化に対する協力に対し、事業
として可能な範囲で報いようとするものでありま
す。

なお、目減り補償を目的とするものではござい
ませんが、民間保険におきましては、保険審議会
の答申を受けて昭和二十年代の契約について特別
増配を実施しておりますので、簡易保険といはし
ましても、民間保険における取り扱ひとのパラン
ス等を考慮して、昭和二十四年五月以前の保険契
約に対する特別措置の実施と同時に、昭和二十九
年度以前の契約について特別増配を実施すること
について、近く郵政審議会に諮りたいと思ひてお
ります。

○藤原房雄君 まあ物価にスライドするといふ
か、こういうものをどう見るといふのは非常に
むづかしい問題でして、これは会社にはなかなか
こういうものをどう処置するかという、また戦前
戦後と言ひますと余りにも物価の格差が大き過ぎ
るといういろいろな諸問題があることはわかりま
すけれども、もっと温かい目で、この処置に対し
ては事務処理上効率を上げるためにということでは
納得できぬと思ひます。

で、去る六月二十七日に、保険審議会から、

「今後の保険事業のあり方」ということについて
大蔵大臣に答申がございまして、その中で、物価
指数保険の開発とか、中途増額制度の拡充と転換
制度の開発、これは先ほど案納先生もちょっとお
話で触れておられたやうでありますけれども、こ
ういふ保険審議会の答申もありまして、こういう
ものについても検討してはどうかという指摘が
あつたわけですね。当然、民間においてこういう
ことがいま考えられることであれば、簡易生命保
險におきましても、当然、これらの問題を検討し
なければならぬだらうと思ひます。

特に、この物価指数保険の開発ということとは、
物価上昇に合わせてといふことで、先ほど来論議
になるのは、やっぱり物価にスライドしない、見
合わない。さつき局長も言つていましたけれど
も、いろいろ処置しまして六百円差し上げること
にしましたといふのは、昔の六百円といふの六百
円とは大變なことになるわけですが、それは時
代の大きな流れの中でやむを得なかつた点もあり
ますけれども、そういうことで物価にスライドす
るといふことはいろいろな面で検討されているわけ
ですが、保険のことについても、こういうことを
開発をする道を考えたかどうかという答申が出さ
れた。これは一民間保険会社だけではなくして、
郵政省としても、これは積極的な取り組みがあつ
てしかるべきだ。そのほかの中途増額制度の拡充
や転換制度の開発等についても同様に思うわけで
すけれども、今日までの御検討の経過とか、また
現在これからの御考え等ひとつあわせてお答えを
いたしたいと思ひます。

○政府委員(中市彩也君) ただいま物価騰貴に対
応する保険商品の開発ということにつきましてお
話がございまして、物価騰貴に対応する仕方と
いたしましては、これは私も業界誌を見たわけで
現物を見たわけではございせんが、この七月に
ロンドンで開催された国際保険法学会におけるシ
ンポジウムにおきまして、やはり世界的にもこの
保険のインフレ対応といふものは問題になつてい
るようございまして、インフレ問題についての

対応策としていろいろの質疑、討論があつたけれ
ども、最終的に集約されたことは、剰余金の増
配、予定利率の引き上げ——予定利率の引き上げ
によって保険料の引き下げといふことになるわけ
であります。それから定期保険の利用増大とい
うことで対処をする、それから新種保険では指数
保険とか変額保険は現状では余りうまくいって
ないやうだといふような議論が多かつたといふ
うに聞いておりますけれども、私ども簡易保険と
いたしまして、この点に即してはいたわけではあ
りませんが、まあ符節が合つておりますけれど
も、剰余金の増配を極力やっております。そのた
めに有利な資金運用といふことに努めることは当
然でございますが、さらに四十九年十一月から保
險料の引き下げを、平均一％に及ぶ引き下げを
実施いたしました。さらに定期保険あるいは第三
種特別養老保険を創設する等して、十分ではござ
いせんけれども、対処の努力をしまひまし
た。

で、さらに今度先生のお話の保険審議会が出さ
れました各種の、たとえば指数保険、中途増額保
險、保険金増額保険あるいは転換方式、いろいろ
具体的に民間でも取り入れてゐるところでござ
います。私も、民保と違ひます点は、これは検
討の過程で一つの大きなネックになるわけでござ
いますけれども、最高制限額といふものがある。
そうすると物価対応と言ひましても現在ならば五
百万といふものが限度であるといふところに大き
いネックがございまして、

この最高制限額といふことにつきまして、これ
はすでに御案内のように、税金、脱税といふ問題
がなくなつて、保険の場合の最高制限額の定めとい
うのは、私どもの保険が無査査保険でありますた
めに弱者が加入する危険がある、そうすると経
営の基盤が危うくなるであらうからといふことで
五百万と現在定められておるわけでございませ
んが、今度は八百万にお願いしておりますけれども、
これはいふほど経営の観点から申しますと、これはい
ろんな過程を経ての計算でございまして、いまの

ところ、私どもの部内では三千万円程度でも経営が危うくないというふうな計算上は出てまいります。しかし、最高制限額は、単に経営の基盤の問題だけではなく、同時に、民間保険に及ぼす影響というものを考えなければなりませんので、民保との調整ということ等も考えたり、あるいはさらに加入者の負担というものが現実的に考えられて、現在は五百万と、こうなっておりますけれども、この最高制限額がこのような形に据え置かれておりますと、どうしても理想的な形での目減り対応商品の創造、発売は非常にむずかしいのでございます。

しかし、それはそれといたしまして、置かれた条件下で、できるだけ加入者の利益、改善になるような方途を考えなければいけないというふうな思っているところでございます。それから一つは、先ほども申し上げたところでございまして、繰り返して恐縮でございますけれども、現在、簡易生命保険の保険種類が二十三種類ございまして、これを全部法規的にマスターするのが職員には非常に負担になっております。また、お客様にもいろいろと、職員の知識の不十分さということもありますが、非常にたくさんありますために誤解を与えて、いろいろトラブルのもとになる場合もございまして、できれば文字どおり簡易な保険ということで、すっきりしたいという気持ちもこれはございまして、まあなかなかしかし物価対応商品の創出、発売という点に努力をしなればなりませんので、その辺の兼ね合いということをいまいろいろと検討中でございます。

○藤原房雄君 これは金利の引き下げにいたしても、またこのたびの特別措置にいたしても、問題になるのはやっぱり目減りというところで、資本主義社会の中で経済の発展とともに必然的に起きてくることでありますから、当然、これはいろんな諸問題があるかと思ひますけれども、零細な国民、庶民の加入者の立場を考えると、その方途というものがひとついふなら、な困難な道を切り開いて、この物価スライドの方

向というものを、物価上昇に対して、それに見合う目減りのない何らかのそれに対する保障のある、そういう制度の開発ということについて、いまもいろいろお話しございましたけれども、ひとつ取り組んでいただきたいたいと思ひのであります。

さっきも話がありましたけれども、簡易保険とこう言うんだけれども、簡易じゃなくて二十三種類もあるというこのようですが、それは必然性があつてそういう多種類になったのだらうと思ひますが、それはそれとしてひとつ物価の急上昇、それに見合う、目減りのない、これは国民の心からなる願ひでもあります、それにこたえる道がまた国の保険の真のあり方だろうと思ひわけであります。

この簡保積立金の運用の問題、これも郵便法の改正のときにもこの運用についてはいろいろ論議がありましたし、また、さきの国会におきましても、当委員会でも附帯決議がつけられて「積立金の運用にあつては、改正法を十分に活用して運用利回りの向上をはかり、制度改正の実効を確保すること。」それから、余裕金の運用制度改善を積極的に推進すること。これら附帯決議もつけられて、皆さん方もそのためのいろいろ御検討をなされたのではないかと思ひますのでありますけれども、非常にこれは大事なことでありまして、附帯決議もつけられ、きょうも時間もありませんから、あんまり突っ込んだ質問できないんですけれども、ぜひひとつこれはいろいろ議論を踏まえて取り組んでいただきたいと思ひます。

この附帯決議をつけられたこれらのことについて、さきの国会のことです。それから今日まで時間もあつたわけでありまして、どのように取り組まれてきたのか、その取り組んでまいりました経緯等をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(中市彰也君) 余裕金の運用につきましては申し上げます。

余裕金の運用制度が積立金と同様に運用される

ようになりまして、これはもう保険の積立金の運用としてはこれ以上のことはもうございせん。で、と申しますのは、いままでいろいろ改善がなされたけれども、余裕金の改善に比べれば、もう問題じゃないくらい小さい金額的に見まして改善でございました。したがひまして、これが最大の改善事項と、こういうことだろうと思ひます。

ということ、昭和三十六年度以来、過去十数年にわたりまして、簡易保険局としても取り組んで見るところでございまして、残念ながら、実現を見るに至っておりませんが、さらに、この五十一年度予算におきまして、積立金と同様に余裕金を運用されていくということで、関係の向きに折衝を重ねていくところでございまして。

○藤原房雄君 この三つの法律、ともに冒頭申し上げましたように、今度の改正部分についてはわれわれは異議をはさむものじゃございせんが、本来、貯金や保険そのものについて新しい時代に即応した立場から考えますと、立ちおくれた面やまた改善すべき面や種々の問題をはらんでおる、こういうことでございまして。

時間もございせんから一つずつ申し上げる時間もございせんけれども、そしてまた今度の一部の改正をするに当たりまして、その部分だけ取り上げて、それがそうなることが将来どういふことになるのか、こういう先のことを考えますと、いろいろ検討しなければならぬ面も多々あるわけでありまして、本来ならば、そういう多方面からの質疑があつて、そうした上立つてこれはどうするかを決めなきゃならぬことだと思ひます。

すけれども、非常に国会の会期も迫つておりますし、そういうことから与えられたわずかな時間の中のことでもございまして、質疑はこれで終わりますけれども、私が申し上げた二、三点、わずかな質疑の時間ではございまして、そういう大きなこれからの貯金や保険のあり方として、種々、真剣に取り組まなきゃならぬ問題がある、たとえこの法案に対して私どもが賛成であつたとしても、

しても、そういう点を指摘せざるを得ない。こういう現況にあるというところを、ひとつ大臣、しっかり踏まえていただきたいて、今後、積極的にひとつ改善なり今後の方途等について取り組んでいただきたいて、こう思ひわけでございます。

大臣から、最後に、ひとつ御所見をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君) 御指摘の点は、いずれもこの保険事業の効率化またこの事業のあらゆる面に非常に有意義な御議論と思ひます。この資金の運用等につきましても、十分関係方面とも相談いたしまして、御期待に沿うように努力を続けたいと思ひます。

○委員長(竹田現照君) 質疑の途中でございまして、委員の異動について御報告いたします。

最上進君が委員を辞任され、その補欠として岩男順一君が選任されました。

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

○山中都子君 議題になっております三つの法案について、及び関連する問題について、一括して質疑を行います。

初めに、私は、短い質疑の時間でたくさんのごとを伺わなくちゃいけないので、まとめて確認をしておきたいんですけれども、簡易生命保険法の第一条ですね、あるいは郵便貯金法の第一条、それぞれその法律の目的、精神がうたわれているわけですが、全く後半同じ文章になつていますね。「国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」と、こうなつていくわけですね。私は、これから申し上げる質疑の一つ一つについて一々前段にそのことを申し上げたいという気持ちなんですけれども、そういう時間もありませんから省略して、初めに、郵政業務、現在問題になつております簡保あるいは貯金について郵政省が行う施策は、とにかくこの第一条の、いま私が読み上げました部分、これに基づいて、そしてこれを目的として行われるものであ

るか、そのために郵政省が誠心誠意努力をするものであるかということについての大臣の決意のほどを伺いたいというふうに思っています。

○国務大臣(村上勇君) 御指摘のとおりであります。

○山中郁子君 それで、郵便貯金法の問題に入らなすけれども、ただいま藤原委員からも御指摘がありました。私はいまその確認に基づきまして、先ほど大臣の趣旨説明がありました。『日常生活の不時の出費を賄うための資金として二十万円では低きに失します。これを三十万円に引き上げ』と、こういう御説明でした。しかし、いまだ三十万円が三十万円になっても『不時の出費を賄うための資金として』というふうにして郵政省がたいばりて提出する金額じゃないというところはもうはっきりしているのですけれども、具体的に今後これをどういうふうに引き上げるかということですね。そうした点で、国民の福祉と経済生活の安定を図るというふうな見通しを持っていらつしたるが、このことだけについて初めて伺いをいたします。

○政府委員(神山文男君) ただいまお願いしている法律の改正案でございますが、三十万円にしていたらだいたい中身でございますが、これは前通常国会にお願いした法案でございますが、前国会において審議未了ということになりました。再び御提案申し上げた次第でございます。今後、これをどう持つていくかという御質問でございますが、私も私として、これはどの程度の金額が一番妥当なのかということには非常にむずかしいと思うわけです。

それで、ただ、いろいろ物価も上がってまいっておりますし、そういう点からいまだ大蔵省の方へ予算要求として要求しているのは五十万でございますけれども、今後、これはいろいろそういう関係機関と折衝の上、どういう結論になりますか、われわれとしてはその程度にいたしたいということとで、ただいま努力しておる次第でございます。

○山中郁子君 郵便貯金の問題に関して、やはり

いま国民的な問題になっているのは、金利の引き下げの問題です。これも多くの方から御指摘がありましたし、また郵便法の審議の際にも少なからず質疑が行われました。

私は、やはり何と言つても郵便貯金の金利が公定歩合の引き下げ、一般市中銀行の金利の引き下げ、そうしたものと連動するといふ根拠ですね、そのことはどういふ根拠なのか。そしてまた、それがどういふ役割りを果たし、国民生活にどういふ影響を与えるのか。このことはやはり明らかにしておく必要があるといふふうに思いますが、まず、どういふ理由で郵便貯金の金利を引き下げたのかというところをはっきりお答えいただきたいと思ひます。たくさん理屈は要りません。

○政府委員(神山文男君) これは貯金法の十二条の後段で、『一般の金融機関の預金の利率について配慮』するといふ貯金の決定原則がございまして、これは実際の問題といたしまして、市中の民間金融機関が多数ございまして、これと金利をどういふふうな均衡をとっていくべきかという一つの問題がございまして、このバランスが崩れやすと資金の偏在を招くということが一方から懸念されておりました。非常に混乱が起るのではな

いかというところでございます。まあ私も郵便貯金としては、市中金融機関の利率について口を差しはさむという立場にはございせんけれども、法律の趣旨は、それについては配慮をしていくといふことになりまして、余り金利体系のバランスを崩して資金の偏在を招くということも、これは結局、国民の経済生活を不安に陥れる原因にもなりますので、そういうことも避けなければいけないといふふうに考える次第でございます。

○山中郁子君 そうしますと、大臣にお伺いしますけれども、郵政大臣は、初め、郵便貯金の金利の引き下げには反対をしたといふことが報道され、御自分も言われておりました。しかし、いまの貯金局長のお話によると、経済上のバランスを考へて郵政省としても引き下げなければならぬと思つたといふことですね。そうすると、大臣は、

郵政省としてはそういう見解は持っているけれども、かっこうをつけるために一応は反対してみた、こういうことになるのですか。

○国務大臣(村上勇君) かっこうというふうな、そんなけなものじゃないのであります。

は、当初は、できる限り大衆預金である郵便貯金の利率は引き下げるべきものでないといふ一つの信念のもとに、極力、反対してまいつたことは御承知のとおりであります。

しかし、御承知のように、第四次不況対策の一環として、何としても全般的な金利水準を下げなければならぬ。これを下げて、そして中小企業等の毎日のように倒産していくことを防止しなければならぬ。それがまた大企業といふ中小企業といふ、企業の安定を図って、いわゆる失業者を吸収することができ。まあいろいろな面でも何をおいてもこの不況対策をまず第一に考えてもらいたいといふことで、私も決して進んで賛成したわけではございせんが、とにかく日本国経済の非常な曲がり角で、ただ私が依然として自分の主張を通すわけにもいきません。そこで郵政審議会にそのいづれを選ばせようかといふことについての諮問をしたといふことであります。

○山中郁子君 大蔵省にお尋ねしたいのですけれども、いま郵政省に私にお伺いしましたが、郵便貯金に連動するといふ考え方の根拠はどこにあるのか、そういう考え方を持っていらつしたのかどうか、あるいはそれからいまだ郵政大臣が抵抗したにもかかわらず大蔵省に押し切られたと、端的に言えば、こういうことのようにすけれども、その根拠は大蔵省はどこにお持ちになつていらつしたのかお伺いいたします。

○説明員(清水注君) ただいま郵政大臣からお話のございましてとおりでと思ひます。私どもの方が説明として申し上げておりましたポイント、やはりいま大臣のお話にもございまして、経済の実体面が非常に悪くなつていくと、で、この経済の実体の悪い状態をなるべく早く回復させることが目下の第一の課題であらう

と。そういったしますと、やはりいろいろほかにも財政面の手も打っているわけでございしますが、やはり金融政策の面におきまして金利水準を下げていくことが必要である、こういうことになるわけでございますが、さて、その場合に、郵便貯金の金利についての御質問でございまして、これはやはり実際の実体から言ひまして、民間の預金と郵便貯金をと切り離して運営していくことは実際問題として適当でもないし、また種々問題があつて不可能なことであらうといふふうに考へてあるわけでございまして、そうした実体を反映したものとしまして、まさに郵便貯金法第十二条にも、ただいま引用されましたように、両者の金利が整合性を保つようという趣旨が規定されているんだらうと思ひます。

そういうような法の趣旨もございまして、さらに、その趣旨の基礎にありまして現在の預金の相互の関係、そういった面から整合性を持った運営を図っていくことが必要であらうといふのが私どもの考え方でございます。

○山中郁子君 郵便法の審議の際に、一条と三条の問題が繰り返し繰り返し論議されたのですけれども、理屈としては、私は同じことだといふふうに思ふんです。

というのは、この公定歩合の引き下げ、一%引き下げることによつて、これは日経新聞の数字ですけれども、たとえば三井物産の場合は百四十四億円、それから三菱商事の場合は百二十七億円、年間です。新日鉄の場合は百十三億円など軽減されるということ、これだけでもうかるわけですね。ですから、もつと端的に言えば、大蔵省の首脳が公定歩合の引き下げに関連して、公定歩合の引き下げは言つてみれば企業に対して補助金を交付するのと同じことだと、しかもこの補助金は財源が要らないのだからまさにこれにまさる補助金はないと、大蔵省の首脳が言つたといふふうな新聞が報道しておりますけれども、そういうふうなことははっきりしているように、そしてまた片方、郵便貯金というものは、何回もこの委

員会でも議論になるように、庶民の零細なお金を預託するものである。

そういう観点から明らかにしていけば、まさに先ほどの郵便貯金法の第一条の国民の経済を安定させて福祉を増進させるという観点にきちんと立てば、この金利の引き下げの問題にどういうふうに対応しなければならぬかという問題は明らかになるというふうに私は思うんです。で、そういう点についてのまさに大企業本位の財政金融政策、そのことに郵政省がもつととらえた態度をもって、零細な庶民のお金を集める郵政省としてのそうした姿勢をきちんと反映し、大蔵省との関係でもきちんと国民にわかるようにしてもらわなければいけないというふうに私は強く思います。

〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕

それで、いま審議会の問題がありました。このことについてやはり重要な問題だというふうに思いますが、これも委員会でもって若干議論のあったところですが、審議会の会長の土光さんが郵便貯金の金利の変更を答申が出る以前の問題として提起をして、そして記者会見でそれを述べたと。しかも、そうした問題が審議会にかかると必要のないようにしなければいけない、それは機敏に対応しなければいけないから、審議会に諮って答申を待つなどというふうな手続をとらないでやるような仕組みに改めなければいけないということ、土光会長が記者会見で言明したということが新聞報道されて、それがその後どういふ処理をされたかというふうな点についても、一たん議論があったことは私はよく承知をしております。

しかし、そういうふうな基本的な問題です。ね、その金利の引き下げはすぐ郵便貯金の金利の引き下げ、そして国民の経済生活を安定させるというまさに郵便貯金法の第一条に真つ向から反対するようないふ結果を生み出して、しかも審議会の会長が堂々とそういうことを述べる、財界代表としてですね。そういう問題は、一体、郵政

大臣としてはどう考えておられるのか、このことについてまず伺いたいと思います。

○国務大臣(村土勇君) 土光審議会会長がこういう点についての審議をポイントとして、何か審議会かなんかで決めていくべきであるというふうなことを言ったというの、全く誤り伝えられておることでありまして、土光会長みずから第一回の審議会の劈頭にそのことを言明して、こういう事実にはなかつたんだということを言っておられます。私はそのことを信じております。

それから金利を引き下げることによって非常に、これは私の乏しい知識でありますからよくわかりませんが、私はこういうふうな聞いておられます。たとえば公定歩合が引き下げられても、貸出金利はいま借りておる金を払うまではやはりずっと従来の金利で計算されておられます。んだと、こういうふうに私は解釈しておりますが、それで間違つておたらひと大蔵省の方で訂正してもらつて結構です、そういうことであります。

○山中郁子君 訂正があるんですか。

○説明員(清水注君) その点はそのとおりでございます。

ちょっと補足させていただきますが、貸出金利にいたしましたが、あるいは定期預金の金利にいたしましたが、いままで貸したものの、あるいは預かつておるというものは、その期限満了まではその従前の金利が適用されるというのが一般的な原則と申しますか、慣行でございます。

○山中郁子君 いま大臣はそのことについておっしゃつたけれども、それは何ら私が先ほどから主張しているこの問題とかかわらない問題なんです。要するに金利の引き下げという問題についてですね。

それで土光会長の発言問題ですけれども、これは繰り返しませんけれども、誤り伝えられたなんというもののじゃないかというところは、すでに委員会でも指摘がありました。私はそれを信じますと、こうおっしゃいますけれども、これだけ詳細にわ

たつて各紙が報道している内容ですね。そういう内容について大臣が——新聞というのは全部国民見るわけですね。もし本当にそういうふうな誤つた、誤報であるならば、新聞社はやはり訂正しなければならぬだろ、また郵政省なり土光会長なり審議会なりが訂正を申し入れるなり、あるいはそうした措置をとらなければいけないはずですね。おとりになつたんですか。

○国務大臣(村土勇君) 私は、土光会長が審議会の劈頭にそのことを言明して、そして審議会の委員の中から皆そのことに對してそれを肯定しておつたというところで、それ以上私が郵政大臣としてそこへ臨んで疑う余地はないというふうに考えたのであります。

○山中郁子君 私は、これは申し上げておきたいと思ひます。

いままで再三記者会見やなんかをして、こういうふうな言つたということが問題になります。そうすると、後でそういうことは言わなかつたというところで、そのまゝ済みますんで。だけれども現実の問題として、そういうことを言わなかつたものを新聞記者の方たちが書くはずがないんですよ。単なる若干の誤報だとか、そういうこととは別ですよ。これだけのたくさんのお内容を詳細に発言していることが全くなかつたことであると、そんなばかな話はないんで、もしそれならそれでしかるべききちんとした処置をとつて国民の前にそれを明らかにすべきなんです。私は、電話料金の値上げの問題について副総裁が発言した問題についても申し上げたことは大臣も覚えていらっしゃるというふうに思ひますけれども、そういうことはごまかしだということ、ですから、私は何回も申し上げておるんです。これはもう申し上げるにとどめます。

確認をいたしますけれども、このときに土光会長が発言したと伝えられている金利の引き下げの問題については、今後、審議会の答申を待つというふうな手続は一切要らなかつた方がよろしいというふうなことについては、毛頭郵政省として

は考えてない、そういうことは全くの誤りであるというところは間違いないわけですね。

○国務大臣(村土勇君) そのとおりであります。

○山中郁子君 先ほど申し上げましたけれども、こういうふうな大企業本位の金融政策、そうしたものに郵政省が従属していつて、それを率先してやつていくというふうなことであつてはならないし、郵政省だけじゃありませんよ、大蔵省だってそうです。やはり本当に国民の暮らしを守るという観点から、郵便貯金の場合で言うならば、郵便貯金法の第一条の観点に立つた運営をしていくということについての考え方、あるいは今後の決意、そうしたものを大蔵省、郵政省それぞれからお伺いしたいというふうに思ひます。

そうしなければ、まさに経済のバランスがどうだこうだと言ひながら、みすみす大企業がもうかる、そうした金融政策ですね、そのことによつて国民が犠牲を強いられる、こういう結果がまた繰り返して行かれていたらかなわぬと、これが午前中のお話にもありました第五次の不況対策は、それじゃ一体どうするか、このことについてだつて明確な答弁は伺えなかつたというふうに思ひます。その点についてのお考えを伺つておきたいと思ひます、基本的な考え方です。

○国務大臣(村土勇君) 先生の御指摘の点については、私、よくわからないんですが、先ほど申しましたように、大企業が金貸しと申しますけれども、大企業が借りておる金が仮に今度の金利引き下げでその借入金の金利が一層に下がるというんじやないのではありませんか、やはり前の高い金利で金利を払わなきゃならぬんですから、大企業は急にそこでもうかつたということはどうも私の知識では……

○山中郁子君 有利になるということ。○国務大臣(村土勇君) その有利になるという点は、不況対策そのものが非常に有利になることであつて……○山中郁子君 だから大企業本位の不況対策だと言ひます。

○国務大臣(村上勇君) 私は、大企業とか何企業とかというものは申し上げることははばかりません。

○説明員(清水注君) 私ども、金融政策をやる場合に、別に大企業を特に有利にしようというような考え方はないと思っております。国民経済というところから、いまの事態の中で最もよく経済の回復を図ることが課題だろうと、かように思っているわけでございます。そういたしますと、むしろ金融政策の面におきましては、あるいは金融制度についてもそうですが、むしろ中小企業問題というところに対しては傾斜をかけたいろいろの施策すら行われておるといのが現実だろうと思えます。

ただいま金利引き下げの効果につきまして御意見がございましたけれども、新聞に伝えられました見方によらずとも私は同意できないわけでございまして、全体としての企業活動がこれだけ悪化しておる、あるいは雇用情勢が悪化しておるといふ中におきまして、これをどうやって回復に導くかというその一つの手段として金利政策も行使されているわけでございまして、そうして金利が下がるメリットというものは別に大企業だけに与えられるわけではなくて、中小企業も含めて行われるわけでございまして、ぜひ全体として御理解を賜りたいと、かように思います。

○山中郁子君 郵便貯金というものは、そういう性格のものであるから、この運用の問題についていろいろ議論が出てきて、たとえば郵政省の自主運用の問題などが議論をされているところだというふうに思います。私はそれが郵政省の自主運用ということに限らないで、この郵便貯金の財政問題で運用に関して、やはりそれにふさわしい配慮をする必要があるということ。つまり国民が零細なお金を積み立てる、そういうものであるから、それにふさわしい配慮という運用をすべきだと、中には郵政省の自主運用ということも含まれるかもしれませんが、そういう観点からかなりきちんとした考え方と、それからそれなりの決意と

いうんですが、見識ですね、そういうものを持つて対処しなければならぬというふうに思っています。

ですから、具体的に言えば、たとえば産業関連を国民生活関連の方に動かしていくという財政上の比率ですね、そうして地域の社会施設の建設の運用に回すとか、そこに比重を重くするとか、そういういわゆるそれをふさわしい資金の運用ですね、こういうものを行っていくべきだというふうな考えをしておりますけれども、そしてまたそういう要求が大変強いわけですが、それについての大蔵省と郵政大臣とのそれぞれの御見解をお伺いしたいと思えます。そして特に郵政大臣には、形式的な答弁じゃなくて、本当に郵政省が情熱を持ってそういうことをやるんだということがわかるように答弁してほしいというふうに思います。

○政府委員(神山文男君) 先生おっしゃいますように、郵便貯金の資金は大蔵省の資金運用部に預託されまして、資金運用部を通じて融資されているということでございます。それで資金運用部におきましては、郵便貯金の資金のみでなく、厚生年金あるいは国民年金等の資金とともに各方面に融資をしているわけでございます。地方公共団体あるいは政府関係機関等へ融資されておりますし、また住宅関係あるいは生活環境の整備あるいは中小企業それから農林漁業の育成、国土開発、その他貿易経済協力等、そういう方面に融資されているわけでございます。

それで昭和五十年年度の財政計画の使途別の分類を見ますと、総額九兆三千百億円でございまして、そのうち住宅、それから生活環境整備、それから厚生福祉施設、文教施設、それから中小企業、農林漁業といった国民生活に密着した分野に対する資金配分が五兆九千七百二十四億円で聞いておりまして、六四・二％になります。近年、財政計画は福祉型財政というふうに呼ばれておりまして、こういった国民生活に密着した分野に対して重点的に資金配分が行われているというふうに承っております。

○説明員(清水注君) ただいまの郵便貯金を原資といたしまして財政投融資の問題につきましては、直接、私、銀行局の担当じゃございませんが、ただいま貯金局長の方から御説明のあったとおりだと存じます。

○山中郁子君 ちょっと郵政大臣にお尋ねしますが、現行のままで大変理想的に運用がされていくと、こういう御見解ですか。

○国務大臣(村上勇君) 必ずしも私は全面的に満ち足りているわけではございません。しかし、やはり人間の人体と同じで、それぞれの部分で、政府の一方の方針としてそれぞれ果たす役割りが違っております。現在、長い間の機構のもとに私どもはやってきておりますので、これを急速にこうすべきだというように変えていくとはいかぬかと思いますが、しかし、不備な点がありますならば、その点はひとつ十分今後とも相談しながら、改善していくところがあれば改善していきたいと思えます。しかし、いま先生御指摘のように、急速に一つのこの機構を変えていかなきゃならぬというふうな不便はないと思えます。

○山中郁子君 大蔵省は担当の方じゃないようなので、よろしいですけれども、私が申し上げているのは、いままさしく新しい運用制度をつくれとかなんとか言っているわけじゃないんです。何回もこの委員会でも問題になりましたけれども、国民のそうした零細なお金を集めて使ってお金なから、それにふさわしい、それによりふさわしい運用を図るべきだということを私は申し上げているんです。

ですから、もともと本間にそれを国民の生活に還元するという、そういう立場から努力をすべきではないかというのを申し上げているので、まあその努力を否定されているわけではないようだけれども、そのところをもっときちんとして、もっと自分の意思として、郵政省の意思として、もともと迫力のある答弁をしていくていいんじゃないですか。どうも何かおっかなびっくりに、どこかに気がねして物言っているという感じがして

てしようがないんですけれどもね。

○国務大臣(村上勇君) まあとにかく、おとなしく物を言っても、その腹がしゃんとしておりますんで、その点はひとつ御安心ください。私どもは、これはどうも不都合だなと思う点については、何省であろうと遠慮なく、だれであろうと決して歯にきぬ着せぬで、どこまでも交渉していきたいと思えます。

○山中郁子君 私、実績があればそれでいいわけじゃないことにはなるんですけれども、まあ今後はそれでよかったというふうになるような一つの実績の材料としてお取り組みいただきたいというふうに思っています。

昭和二十四年五月以前の簡保の問題です。私はこれは本間にふざけているというふうに思うんですよ。反対するものではないと思いません。しかし、ふざけていると思う理由は、大臣がよくお好きなこととで、ざるそばですか、もりそばですか、年じゅう言いましたね、昔のそばは何倍になったと思ううかと、はがきと封書、郵便料はと、もう本間に何回も言われました。だけれども、私は、本間に戦前からのこの昔の保険金ですね、これが一体いまだのくらいいっているか。それを五千円で片づけるというところの考え方というのは、本間に私にはがまんがならないんです。

ちなみに伺いたいんですけども、今回扱うこの分が、戦前の物価の指数からいまだの比較においてそのまますらいでさすれば一体幾ら払われなければならないというふうにお考えになりますか。よくおそばは何倍だったとおっしゃっていたでしよう、すぐわかるんじゃないですか。――は、そうですね、五百倍から六百倍というふうには言われていますね、戦前の物価の昭和九年から十一年まででね。そうしますと、これははば私は百万になる金額だと思えます。つまり、この保険金は二千万程度ですよ、平均して、二千万程度の保険金ですから、五百倍とすれば百万円ですよ。そのぐらいいなる金額だというふうに考えますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(中市彩也君) ただいまの御質問にお答えします。

卸売物価指数で見ますと、昭和九年から十一年を一〇〇といたしますと、昭和四十八年が約四百倍となっております。

○山中郁子君 四百六十四倍でしょう、たしか。

○政府委員(中市彩也君) はい。

○山中郁子君 四百六十四倍が四十八年です。五十年で幾らになっているか、いま一口に六百倍というふうにも言われています。いずれにしても二千円というのは百万円ぐらゐの問題なんです。それを五千万で片づけるというわけでしょう。

しかも、戦前、戦中の簡易保険というのは、私も親などから伝えられて聞いておりますけれども、ほとんど強制的、半強制的にこうしたものが懲通された。これ実際、私、自分が入ったわけじゃありませんから知りませんが、その二条で「保険會社の營業ムコトヲ得ス」、ただし保険金一千円を超えるのはよろしいと、民間の保険会社ではね。だから一千円以下というのは全部国がやっていたわけですね。国がやっていた、そして戦争協力という、そういう観点から、半ば強制的に、言うのもいろいろない方がありますけれども、多くの人がたが保険に加入させられた、そのお金なわけですね。それがそのまま放置をされてきて、そして現在百万円にも相当するようなそういう金額が五千円で処理をされようとしている。そしてその処理をしようという根拠は、改めて伺わなくても先ほどの御説明にもありましたけれども、基本的にやはり事務の合理化ということでしょう。

事務の合理化が主要な目的となつて、国民の暮らしを守るという、それこそ簡易保険法の第一の条の趣旨とは全く別のところからこれが出されてきている、こういう問題については私はどうしても容認できないというふうに思っています。

で、やはり国民が受けた被害というのは大変大

きなものがあつて、営々として——いまでこそお金の金ですけれども、その当時は本当に苦しい中から積み立てたお金です。そのお金がこういう形で紙くずのように消えてしまふ、その国の責任というのを私はやはり郵政省は国民の声としてきちんと把握をしなければ、一番最初に申し上げましたように、郵政省の施策ですね、簡易保険法の第一条の精神を本当に踏まえてそれを守っているんだと言ふならば、そのところが明らかにされなければいけないというふうに考えておりますけれども、郵政大臣の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(中市彩也君) 先生がおっしゃいますように、この法案の提案の理由は事務の効率化でございまして、目減り補償ということではございません、残念ながら。

それで、その原因と申しますか、たてまえでございまして、保険そのものが強制加入の保険ではなくて、まあ実質上強制加入に近いというお話がございまして、任意加入の生命保険でございまして、独算制をたてまえとするものでございまして、したがって特に前回はいたしました郵便年金の特別措置におきまして特別付加金は一般会計の負担となつたという事情もございまして、今回も、一般会計に財源を求めることは困難でなからうかと思つておる次第でございまして。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、昭和二十一年九月以前の契約を実は乗りかえという形で一応整理したわけですが、そのときの件数が先ほど申し上げたように四千三百八十六万件の方が応じてくれたわけですが、そういう方々とのバランスということも出てまいりまして、それと、それから、ほかにまたこれに充てるべき財源というものがございまして、本来は目減り対応の措置ではないということではございまして、おっしゃるよう非常に少額でございまして、事務の効率化という観点から提案申し上げた次第でございまして。

○山中郁子君 結局、七十億という事務の経費の

合理化の分を付加金にして、そして保険金と合わせて五千円程度と、こういうことになるんですね。だから国民が受けた被害について国は一銭も出さない、二円も出さないわけですよ、実際問題として。私は、やはりそこが、本当に国民の暮らしを第一に考えて、そして簡易保険法の第一条の精神に照らして行われる施策とは言えないではないかというのを申し上げておるわけです。ですから、先ほど反対はしないとおっしゃったけれども、とても賛成できる内容ではないと、こういうことなんです。

三つ目の問題ですけれども、簡易保険法の契約額の問題ですが、この簡易保険に關連いたしまして、ひとつ具体的な問題でぜひ明らかにもし、それから改善もお約束をいただきたいと思うのですけれども、実は、私のところにこういうふうな陳情が来ているんです。

それは、簡易保険に入ったと、この方の場合に、大阪の方ですけれども、十三万円の保険金額なんですけれども、すでにその保険金額を上回つてお金を掛けておられるわけです。私は余り簡易保険についていままでよく知らなかったんですけども、そういうことなんというのはいくらでも、だるうというふうに思つていたんですが、そういうことはあり得るんですか。つまり、もう掛金は十三万を超えて、十五万、十八万と掛けていますと、まだまだ掛けなければならぬというふうになつていて、しかも保険金というの、保険金が出るときは十三万円なわけですね。そういうことというのはあるんですか。ちょっと私には考えられないんですけれども。

○政府委員(中市彩也君) お答えいたします。

掛金だけ、保険料だけを比較いたしますと、いま先生がおっしゃったような事態は起り得るわけではございまして、私も私の方でいたしましては、剰余金の配当をしておまして、その剰余金の配当を差し引いたもの、払い込み保険料と配当金の差し引きが、これは正味保険料と言われておりますけれども、正味保険料という観

点から見ますと、いまのような事態はほとんどないと言つて間違ひございません。

それで、もう少し具体的に数字で申し上げますと、これは例でございまして、八十歳になりますと高齢免除ということで、その後は保険料の徴収をしておりません。保険料を掛けなくてもいいということでございまして、それからさらに保険契約の効力発生後二十年たつて、なおかつもう一つの要件としては、七十歳になつた、超えたという場合にも払い込みの免除をしておりますが、それもこの払い込みオーバーを防ぐための措置でございまして。

これもまた任意な一つの設定の例でございまして、けれども、仮に保険金十万円といたしまして、加入年齢の六十歳の方が昭和三十年加入されまして、今年度高齢免除期になるという者について見ますと、加入年度が三十年で加入年齢が六十歳の方が月額保険料七百六十円、これを掛けていただきますと、実際に掛けていただくお金は十八万二千四百円と、十万をオーバーするわけですが、しかし、同時に剰余金も発生いたしまして、剰余金が十万三千三百六十円ということになりますから、払い込みオーバーというケースはございません。

それからもう一つ、また別の設例でございまして、昭和三十五年度に加入して、六十五歳で加入された方が今年度五十年でございまして、八十になりますから高齢満期になるわけですが、月額保険料が九百八十円掛けていただきますと、全体でこちらが徴収した保険料が十七万六千四百円と、十万円の保険金をオーバーしております。オーバーしておりますが、同時にまた剰余金が発生しておりますので、剰余金が八万一千三百四十円になりますから、このケースも同様に払い込みオーバーになりません。

それから、今度は、五十年加入していただいて、加入年齢五十五歳、これは保険料を引き下げましたので月額保険料が三百九十五円で足りるわけですが、掛金全体は九万四千八百

円、これに対して剰余金が七千四百円ということでごさいます、これは九万四千八百円です。それから十万円をオーバーしてあります、すでにオーバーしてありますから問題ございませんけれども、いづれにしても先生のお示しになったケースは剰余金の計算が全然抜けている。そうしますと掛金だけで計算いたしますと、保険金オーバーということになるわけでごさいます。

○山中都子君 ちよっとよく聞いてほしいのですけれども、私は剰余金については何にも言っていないのです、知らないで言っているわけじゃないのです。

剰余金は抜きにして掛けた分がオーバーして、そしてなおかつ——掛けた分というの、つまり保険金額をオーバーしてどんどん掛けていく。剰余金というのはそれはそれでちゃんと理屈があるお金でしょう、だから剰余金を別にして掛金額がどんどんふえていく、そういうことがあるのですかというのをまず一つ伺ったわけです。それはあるということですね、結局。

○政府委員(中市彩也君) ごさいます。

○山中都子君 あるわけね、私はそのことが一つはやっぱり非常に問題だというふうに思うのです。

ということは、剰余金というのはもちろんあって、剰余金を入れて掛金額が保証されるのだからいいじゃないかということにはならないというふうに思うんですけれども、その点、私は法律的事実をいって、その生命保険というふうな性格だということに言われると思います。しかし、実際、いまの常識からいって、掛けたお金を満期になつて、あるいはその必要なきにしろもうお金以上にたくさん掛けなくちゃいけないというふうな事柄はやはり避けるべきではないか。そのために、いまの簡保の約款の六十六条の「(高年齢者に対する保険料払込の免除)」というのがあります。で、そのところの精神はそれじゃ何によつて生まれてきているのか、結局、過払いにな

ないようにするために、この六十六条があるわけでしょう、そのところを伺っているわけですが、

○政府委員(中市彩也君) いまの御質問でございしますが、剰余金は関係がないとおっしゃいましたが、剰余金の配当の仕方が実は民保と簡保と違つておりました、民保は毎年配当でございまして、あるいは、それを現金で交付しないで掛金に充当して掛金を取らないのだということをやつていきますと、全くの払い込みオーバーというところが起こらないわけです。私どもの方は、終身保険につきましましては、契約後二十年になりますと、二十年分の剰余金を払うということがあります

が、一般的には保険事故の発生時に全部まとめて払う、こういう仕組みになっておりますので、剰余金を外して考えれば確かにそのような御指摘のような事例がございまして、それからさらに保険の仕組み全体からいまして掛け捨ての要素が大きい保険、保障性の強い保険がございまして、しかもこれが高年齢で加入されますと、おっしゃるようには払い込みオーバーの傾向になりますけれども、また繰返しになります、分配金の増額、高年齢者免除制度の拡大によりまして、できるだけ払い込みオーバーにならないように努力をいたしておるところでございまして。

○山中都子君 払い込みオーバーという事例は、それでは、いまあなたがおっしゃっている、郵政省がおっしゃっているその剰余金の問題を含めていいですけれども、含めた場合には、絶対にないのです、あり得ないということですか。

そしてあり得るとすれば、私は、この法、約款の性格上、こういう規定の歯止めをしている中身は絶対にそういうものが生まれないようにするといふ趣旨であるとしても、一定の年限でもって区切るわけですから、二十年間とか、七十年とか八十歳とか、ですから、やはりそれは漏れるものがあると思うのです、例外的にであつても、そういうものはほとんどないと思うことは、まあ一つはよろしいとして、あつた場合には、それをどう救済するのか、確実にそれは救済する、こう

いうふうな手だてがついているのかどうか、そこをお伺いしたい。

○政府委員(中市彩也君) 大変むずかしい問題でございまして、将来に配当することになるのをごさいます、将来の配当の問題で、貯金の場合と違ひまして、貯金の場合には約定の利率で計算した利子をお支払いすればよろしいわけですが、保険の場合には有利運用を図つて大にどん

どん剰余金をふやしてこれを配当する、そういう仕組み、まあ先生御承知のとおりでございまして、それで私どもの方としては確定配当、これはお客様に確定配当として現在六分の配当をしておりますが、さらに経営努力によつて——経営努力と申します、運用利回りの改善によつて生まれたその年々の状況によりまして、前年度は〇・五%が上乗せ配当となつておりますが、確定の六%に上乗せの不確定配当の〇・五%、これを加えまして六・五%で配当しているんでございましてけれども、その〇・五%が実はその年々の運用によつて若干食い違ふことがございまして、それがダウンしますと、いま先生御指摘のような事例が絶対ないと言ひ切れない場合も出てまいりますのでござい

ます。大変抽象的で申しわけないのですが、具体例に即して申し上げますと、百万円の保険金額、——百万円になったのが三十九年四月二十日でございますから、この年に加入した終身保険につきまして計算をいたしましたところ、最高、この方が経過年数、契約されてから四十年たつた。で払い込み保険料は九十六万八千円、配当金が百九万四千円でございますから、これは問題ないんでございましてけれども、いま私が申し上げたいのは、今度は、最高年齢六十五歳——経過年数十五年、で六十五歳になった。その場合に、払い込み保険料が百六十五万六千円、ところが保険金は百万でございまして、配当金が六十五万三千二百円、したがいまして六千円から三千二百円引いた二千八百円、これがオーバーになつております。この方も、しかして今後二十年たつと剰余金の配当をいたします

ので、まあこれは十五年の設例でございすけれども、その今後の利回りの状況によつてこの状態が救えるだらうというところは申し上げられると思ひますが、いまの時点におきまして、絶対ないんだと確信を持って言えるところまでは残念ながら申し上げられないでございまして。

○山中都子君 私がさっき申し上げた例は、この方は十三万円の終身払い込み終身保険なんです、これはだんだん少なくなつてきているらしいですけれども、三十三年に契約しているんです、そうしていままで十七年五ヵ月払い込んで、二十万六千九百十円を払い込んでいます。そしてまだまだ、あと三年間は免除規定まで払わなきゃいけないんです、期間と年齢の関係からいいますとね。そうすると確実にオーバーするんです、というケース。で、この同じ方が三つぐらい保険を契約しているんですね。その三つともそういうケースになつてくるんです。

私は、剰余金を含めてペイされればいいという考えにも問題があるというふうにも思うんです。このことはひとつやっぱり今後の考え方として、剰余金は剰余金、で掛金はやはり保険金で同額のところでペイをして、そしてそこでもって免除する、そういうふうな持つていくべきではないかというふうなことを考へておられますけれども、そのことについてひとつ考へ方を伺いたいということ、それから剰余金を含めて、いま保険局長も否定はされなかった、つまり、あり得ると、そういうあり得ることについてむずかしい問題だとは言われ

て、そういうことが絶対に起こらない、ケース・バイ・ケースの処理で私はできるというふうな思ひます。つまり法律をつくるにしても、そういう事柄は起こらないという前提でもって法律なり——どういふ措置をとるかとは別として、そうしたことを目的として処理をするという姿勢を明らかにしていかねばならないというふうに考へますけれども、その二つの問題について見解を承ります。○政府委員(中市彩也君) 一般論で申し上げて恐

縮でございますが、終身保険の場合に、高年齢で加入されて長生きをされますと、ほかの方々、別の加入者でしかも早く死んだ方、その人の保険金に充てられるというような保険の仕組みでございますので、どうもある程度やむを得ないというような事情もございまして、それからまた掛け捨ての要素が大きい、保障性の高い保険はそのような仕組みになっておりますので、仕組みの上から言いますと、個々にこれを全部救済するような措置を講ずることはむずかしいと思ひますけれども、できるだけ、たとえばこの加入年齢の問題を検討するとか、あるいは高齢免除等、なお余地があるのかどうか、私もいまだ十分の自信を持っておりませんけれども、先生のおっしゃることはよくわかりましたので、検討してみたいと思ひます。

○山中都子君 ぜひそれはそのように検討もし、実際に実現をしていただきたいというふうに思ひます。

で、それは、大臣、よろしいですね。

○国務大臣(村上勇君) いま保険局長がお答えしたとおりであります。

○山中都子君 もう一つの問題なんですけど、先ほど保険局長も言われたのですが、民間保険の場合にはその剰余金を、まあ剰余金に当たるものを掛金の減額という措置でもって加入者が先取りできるわけですね。先取りというのでしょいか、初めの段階でそれは加入者の手元に戻ってくるという、こういうシステムになつてゐるわけですね。簡易保険の場合には、三十年も四十年も五十年も、場合によつたらそれは不幸な事故でもつてということはありますけれども、だけれども、実際には何十年も先に貨幣価値がものすごく変わつてしまつたやうなそういうときには、最後へ来て剰余金にしてくれるのですか。そうしてその剰余金が入つてくるからというのを根拠にして掛金もオーバーになつてもそれはやむを得ないと、こういうふうな態度ということは、私は、やはりこれは非常に問題があるというふうに思ひます。

で、少なくともそういう剰余金がある時点で、何十年も先に貨幣価値が全く変わつてしまつてから、紙くずのようになってからお金が出るのではなくて、その時期に戻る、つまりそれは掛金の減額ですね、そういうふうな措置は考えられないのかどうか、検討されたことはないのかどうか、そのところをお尋ねいたします。

○政府委員(中市彰也君) 私どもそれは一応考えてみました。特に長い間たつてからもう剰余金の貨幣価値との比較におきましては、おっしゃるようなことだらうと思ひますが、さらに別の観点から見ますと、私どもの方でお客様にお支払いすべき、あるいは保険料に充当すべき金をお預かりして、運用に回してさらに利子を生むということにまた一つ大きなメリットがございまして、それ自体が加入者に還元されていきますから、しかし、先生おっしゃるやうな貨幣価値の減価には対応すべくもございませぬけれども、そういう形で、こちらで保有して運用してやるというやうな形、そういうことも一つのメリットではなからうかというところがございまして。

それからもう一つは、大変恐縮ですが、現実問題になりますけれども、私どもの方では、個々の加入者の配当、一々、毎年毎年五千万円程度の計算をして、その都度保険料に充当するなり、あるいはお支払いをするというところは、事務的に非常に煩瑣でなかなかむずかしいという面も現実的にはございまして。そういう理由でございまして。

○山中都子君 どういうことなんです、あなたちょっと声が少し小さいものだから、よく聞かれないところもあつたのですけれども、要するにそれはやる気があるのですか、それともないのですか。つまり検討してもだめだというお答えだつたわけですか、ちょっとよくわからなかつた。

○政府委員(中市彰也君) ですから、加入者の利益というのを考えまして、私どもの方で預かつて運用した方がよからうと、これは一方的にこつちがそう思つてゐるわけでございますが、そ

れと、それから事務の手数が大分かつて、またそのために事業費、人件費がかかると、それだけお客様に回る剰余金の方に響いていくという関連もございまして、加入者の立場から現在のやり方をいまのところは検討する気持ちはございませぬ。

○山中都子君 ございませぬ……。

○政府委員(中市彰也君) はい。

○山中都子君 いま保険局長もお認めになりましたけれども、何十年もたつてからもう、剰余金だといふふうにしてもらふことは確かに問題がある。これは一番最初に私が大臣に確認もいたしましたし、それからこの法案の二十四年以前にの処理の問題ですね、この中でも指摘をし、郵政省としてもそれは認められたと思ひますけれども、本当に国民が長い間一生懸命お金を掛けていても、何十年もたつて戻つてきたら、それはもう何の役にも立たないという、そういうことになつてしまふ。それだったら、少しでも国民の受ける犠牲を少なくしていくために、たとえばいま私が申し上げました剰余金を掛金の減額という措置で早いところ対処していく、民間でそれをやつてゐるわけですね、そういうことが考えられないのか、検討する余地がないのかという質問で、何か検討できないのか、できるのか、わからなかつたのですけれども、どうなんです。

○政府委員(中市彰也君) 一般的に全体の傾向を對象にせず、いまの払い込みオーバーになるようなケースについてやれと、こういう御指摘でございませぬ。

○山中都子君 違ふ、一般論よ。一般的な剰余金の問題です、いまのは。

○政府委員(中市彰也君) それでは、先ほどの議論の繰返しになりますのでございましてけれども、払い込みオーバーになるやうなケースについて、どのくらいの件数があるか確かめておりませんけれども、そういう救済措置は考えられないこともないと思ひますけれども、一般論につきましては、ただいまのところ検討するという気持ちは

ございませぬ。

○山中都子君 払い込みオーバーの問題については、剰余金の問題だけじゃなくて、私どもはそういうことが起こらないやうに処理をしてほしいというところで、それはそういうふうな検討すると、努力をするというお話でした。そして、いま払い込みの剰余金を掛金の減額という形で、たとえばの話です、私はたとえばの話をお申し上げしているのですけれども、民間で行われてゐるやうなそういうシステムを検討することによつて、少しでも加入者が被害を受けない、インフレだとかそういう面での被害を受けないやうな処理を検討すべきではないかと、検討してくださいというふうに申し上げてゐるのです。

それについての大臣の御意見をそれじゃお伺いします。その問題に特定しなくてもいいですよ、だけれども、私が申し上げてゐる趣旨はおわかりになりますでしょうか。

○国務大臣(村上勇君) これは十分検討してみたいと思ひます。私も、よくこれはわからないのですから。

○山中都子君 終わります。

○委員長(竹田現照君) 委員の異動について御報告いたします。

棚辺四郎君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君が選任されました。

○委員長(竹田現照君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
まず、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹田現照君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹田現照君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹田現照君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
川野辺君から発言を求められておりますので、これを許します。川野辺君。

○川野辺君 私は、この際、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び第二院クラブの共同提案に係る次の附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、本案の施行にあたり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、最近の経済事情の推移にかんがみ、保険の保障内容の実質が維持できるより有効な方策について検討すること。

一、超過契約の絶滅を期し、募集の適正化を徹底すること。

一、保険料の団体払込制度の本旨にのっとり、団体組成の規正等の改善策を講ずること。
一、加入者の利益の増進に資するため、余裕金の運用制度の改善を積極的に推進すること。
右決議する。

以上でございます。

本案は、当委員会における審議の経過を踏まえて取りまとめたものでありまして、その内容につきましては各委員はすでに十分御承知のことと存じますので、趣旨の説明は省略させていただきます。

以上で終わります。

○委員長(竹田現照君) ただいま川野辺君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹田現照君) 全会一致と認めます。
よって、川野辺君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村上郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村上郵政大臣。

○國務大臣(村上勇君) このたびは慎重な御審議をいただきまして、ただいま昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

ただいま御決議になりました附帯決議につきましても、今後、簡易生命保険事業を進めていく上におきまして、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

なお、この委員会において承りました御意見、御議論されました事項につきましても、今後の為替貯金事業及び簡易生命保険事業の運営面に生かしてまいりまして、当委員会の御審議におこたえしたいと存じます。まことにありがとうございます。

した。
○委員長(竹田現照君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹田現照君) 次に、請願の審査を行います。
第五九号郵便料金大幅値上げ案反対等に関する請願外三百四十一件を一括して議題といたします。

本委員会に付託されております三百四十二件の請願につきましては、理事会におきまして慎重に検討いたしました結果、請願第一一〇四号郵便物の遅配解消に関する請願外一件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第一三五〇号第三種郵便料金五倍をはじめとする郵便料金の値上げ反対に関する請願外一件につきましては、おおむね願意妥当と認められますので、政府においては、今後検討の上、努力せられたい旨の意見書を審査報告書に付することとし、本請願は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、他の三百三十八件の請願につきましても、その決定を留保することにいたしました。

理事会の申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書並びに意見書案の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹田現照君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。
郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十二分散会

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、郵便料金値上げ反対に関する請願(第四七三三号)(第四七二二五号)(第四七二二三号)(第四七二四号)(第四七二五五号)(第四八五五五号)(第四八五五七号)(第四四〇三三三号)(第五四九九九号)(第五五〇〇〇号)(第五五〇〇一號)(第五五〇〇二號)(第五五〇〇三號)(第五五〇〇四號)(第五五〇〇五號)(第五五〇〇六號)(第五五〇〇七號)(第五五〇〇八號)(第五五〇〇九號)(第五五〇一〇號)(第五五〇一一號)(第五五〇一二號)(第五五〇一三號)(第五五〇一四號)(第五五〇一五號)(第五五〇一六號)(第五五〇一七號)(第五五〇一八號)(第五五〇一九號)(第五五〇二〇號)(第五五〇二一號)(第五五〇二二號)(第五五〇二三號)(第五五〇二四號)(第五五〇二五號)(第五五〇二六號)(第五五〇二七號)(第五五〇二八號)(第五五〇二九號)(第五五〇三〇號)(第五五〇三一號)(第五五〇三二號)(第五五〇三三號)(第五五〇三四號)(第五五〇三五號)(第五五〇三六號)(第五五〇三七號)(第五五〇三八號)(第五五〇三九號)(第五五〇四〇號)(第五五〇四一號)(第五五〇四二號)(第五五〇四三號)(第五五〇四四號)(第五五〇四五號)(第五五〇四六號)(第五五〇四七號)(第五五〇四八號)(第五五〇四九號)(第五五〇五〇號)(第五五〇五一號)(第五五〇五二號)(第五五〇五三號)(第五五〇五四號)(第五五〇五五號)(第五五〇五六號)(第五五〇五七號)(第五五〇五八號)(第五五〇五九號)(第五五〇六〇號)(第五五〇六一號)(第五五〇六二號)(第五五〇六三號)(第五五〇六四號)(第五五〇六五號)(第五五〇六六號)(第五五〇六七號)(第五五〇六八號)(第五五〇六九號)(第五五〇七〇號)(第五五〇七一號)(第五五〇七二號)(第五五〇七三號)(第五五〇七四號)(第五五〇七五號)(第五五〇七六號)(第五五〇七七號)(第五五〇七八號)(第五五〇七九號)(第五五〇八〇號)(第五五〇八一號)(第五五〇八二號)(第五五〇八三號)(第五五〇八四號)(第五五〇八五號)(第五五〇八六號)(第五五〇八七號)(第五五〇八八號)(第五五〇八九號)(第五五〇九〇號)(第五五〇九一號)(第五五〇九二號)(第五五〇九三號)(第五五〇九四號)(第五五〇九五號)(第五五〇九六號)(第五五〇九七號)(第五五〇九八號)(第五五〇九九號)(第五五〇一〇〇號)

号(第六一九九号)(第六二〇〇号)(第六二〇一
号)(第六二〇二号)(第六二〇三号)(第六二
〇四号)(第六二二八号)(第六三九二号)(第六
四〇二号)(第六四九六号)(第六四九七号)(第
六六〇五号)(第六六〇六号)(第六六〇七号)
(第六六〇八号)(第六六〇九号)(第六六一〇
号)(第六六一一号)(第六六一二号)(第六六一
三号)(第六六一四号)(第六六一五号)(第六六
一六号)(第六六一七号)(第六六一八号)(第六
六一九号)(第六六二〇号)(第六六二一号)(第
六六二二号)

第四七二二号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 長野県松本市山辺西小松二、七
七五 安本忠幸外千二百二十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四七二二二号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 宮城県遠田郡南郷町練牛字四五ノ
一四 佐々木邦子外千六十六名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四七二三号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 岡山県倉敷市水江一、五九八
多

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四七二四号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市若松町二ノ三五
永島勝太郎外九百三十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四七二五号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都立川市砂町一、五三三
浅

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四八五六号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 神戸市長田区三番町二ノ四 池上
積章外五百二十八名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第四八五七号 昭和五十年十二月五日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 静岡県有明町一ノ四 横山秀吉
外四百三十八名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五四〇三三号 昭和五十年十二月九日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区船堀二ノ三ノ二二
井川繁雄外千四百十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五四九九号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 神奈川県南足柄市塚原 伊藤博史
外三十三名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願

紹介議員 河田 賢治君

請願者 横浜南区六ツ川三ノ二四ノ四
近藤正雄外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇一〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬五ノ二四ノ一
六 胡桃沢博外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇二〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 川崎市中区今井南町五六一 山
本正俊外二十九名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇三〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市旭区川井宿町二 大井正信
外二十二名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇四〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市旭区四季美台五 安室博外
三十二名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇五〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市旭区万騎が原七六 花嶋英
子外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇六〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 神奈川県海老名市柏ヶ谷一、六二
五ノ一 古性已知男外二十六名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇七〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市西区西戸部町一ノ七七 野
口歌子外二十四名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇八〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区神大寺町三三
一 佐藤敏男外三十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五〇九〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 神奈川県逗子市池子二ノ一ノ一九
岸田宣男外二十一

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五一〇〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区三ツ境一八ノ八 武
宮秀教外二十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五一〇一〇号 昭和五十年十二月十日受理
郵便料金値上げ反対に関する請願

紹介議員 河田 賢治君

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区深谷町一、二五二

長隆治外二十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五二号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市中区中央二ノ四七ノ一 坂

田四朗外十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五三号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区波沢町四二二 鶴飼

和男外二十七名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五四号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四二〇 工藤久

太外二十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五五号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷二ノ一六ノ五

樋高雄治外二十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五六号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市港北区島山町七九七 石関

久幸外二十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五七号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市保土谷区上菅田町一、五〇

〇 石井輝男外二十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五八号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市旭区今宿東町五六六 二瓶

常子外十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五五九号 昭和五十年十二月十日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町曾根二八五

渡辺達也外千八百十六名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五七四九号 昭和五十年十二月十一日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 広島県竹原市忠海町 宮本セキヨ

外百二十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五七五〇号 昭和五十年十二月十一日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山県那賀郡岩出町一九ノ二六

田村英雄外百三十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五七五一号 昭和五十年十二月十一日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

紹介議員 岩間 正男君

請願者 岡山県倉敷市寿町六ノ三五 大塚

長衛外二十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五八九五号 昭和五十年十二月十一日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 神奈川県藤沢市善行団地七ノ二ノ

三〇五 岡昌世外二万二千三百十

三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五八九九号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治二ノ五〇 川口

秀晴外二千五百三十六名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六〇四四号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 横浜市港北区高田町一八四 高田

武志外一万四千六百六十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六〇四八号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 埼玉県入間郡大井町苗間六三〇

堀井勇外三百九十三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一八六号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 熊本市東町四ノ二 山本旭外百六

十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一八七号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 東京都東久留米市上原二ノ二ノ

三〇 目黒良見外百八十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一八八号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 鳥根県松江市西持田町一三五ノ一

正木正外二百二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一八九号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形市清江町二〇ノ一一 須賀順

一外百七十三名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九〇号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 福岡市東区大字千早一ノ一 橋口

雅宣外百八十四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九一号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市新川六ノ三八ノ三

高橋桂一外百九十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九二号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

紹介議員 岩間 正男君

請願者 大阪市住吉区長居町中ノ三一

紹介議員 阿波田信之外百八十三名

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九三号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市津久野町一ノ三七 下

紹介議員 畑賢治外百四十六名

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九四号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市上小町一、二一五

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九五号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ二四ノ

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九六号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府池田市空港二ノ二一〇六

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九七号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県所沢市三ヶ島堀ノ内七〇六

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇〇号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 東京都府中市是政三ノ三三ノ一八

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇一號 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山口市芝崎町五ノ六 町田浩二外

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇二號 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府池田市空港二ノ二一〇D一〇

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九八号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山口県徳山市周陽三ノ四 角田紘

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六一九九号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 京都市下京区土手町通七条上ル

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇〇号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 東京都府中市是政三ノ三三ノ一八

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇一號 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山口市芝崎町五ノ六 町田浩二外

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇二號 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府池田市空港二ノ二一〇D一〇

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇三號 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 京都市左京区田中飛鳥井町四三平

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇四号 昭和五十年十二月十二日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 長崎県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六二〇五号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 青森市大字松森字佃二一ノ二九

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六四九七号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市下久堅八二二 橋爪

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六四九八号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六四九九号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六五〇〇号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六五〇一號 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六五〇二號 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六五〇三號 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六五〇四號 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 山形県大村市森園郷下下山一、

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

請願者 高知市宇津野五二 西村忠夫外二

百六十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一〇号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 和歌山県新宮市新宮一ノ八三二ノ

七 犬馬場見外三百六十七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一一号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 福島市腰浜町二ノ一六 坂井和雄

外二百三十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一二号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 名古屋市中千種区光ヶ丘一ノ二 三

輪忠彦外二百七十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一三号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県古川市駅前大通五ノ二ノ三

七 内海輝男外三百二十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一四号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 三重県津市西丸ノ内二ノ八 川

出英生外二百三十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一五号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市台原二ノ二ノ二一

庄子広子外三百三十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一六号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 岡山県津山市山北一、二六〇 坂

本佐知枝外三百四十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一七号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川六五七 中村俊

栄外二百七十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一八号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市田近野町四ノ一ノ二

〇二 浅香俊二外三百九十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六一九号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 山口市下市町四ノ三八 宝迫健外

五百五十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六二〇号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市下沖町一七〇 浅井

敬司外三百六十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六二一号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市西区大字西脇六七ノ三 萩

尾宏外三百五十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六六二二号 昭和五十年十二月十五日受理

郵便料金値上げ反対に関する請願

請願者 大分市敷戸団地上東区三ノ二 吉

田武光外三百五十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

昭和五十一年一月二十三日印刷

昭和五十一年一月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A